国際刑事裁判所に関するローマ規程

国際刑事裁判所に関するローマ規程
前文
この規程の締約国は、
すべての人民が共通のきずなで結ばれており、その文化が共有された遺産によって継ぎ合わされているこ
とを意識し、また、この繊細な継ぎ合わされたものがいつでも粉々になり得ることを懸念し、
二十世紀の間に多数の児童、女性及び男性が人類の良心に深く衝撃を与える想像を絶する残虐な行為の犠
牲者となってきたことに留意し、
このような重大な犯罪が世界の平和、安全及び福祉を脅かすことを認識し、
国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪が処罰されずに済まされてはならないこと並びにそのような
犯罪に対する効果的な訴追が国内的な措置をとり、及び国際協力を強化することによって確保されなければ
ならないことを確認し、
これらの犯罪を行った者が処罰を免れることを終わらせ、もってそのような犯罪の防止に貢献することを

決意し、
国際的な犯罪について責任を有する者に対して刑事裁判権を行使することがすべての国家の責務であるこ
とを想起し、
国際連合憲章の目的及び原則並びに特に、すべての国が、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国
の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるも
のも慎まなければならないことを再確認し、
これに関連して、この規程のいかなる規定も、いずれかの国の武力紛争又は国内問題に干渉する権限を締
約国に与えるものと解してはならないことを強調し、
これらの目的のため並びに現在及び将来の世代のために、国際連合及びその関連機関と連携関係を有し、
国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪についての管轄権を有する独立した常設の国際刑事裁判所を設
立することを決意し、
この規程に基づいて設立する国際刑事裁判所が国家の刑事裁判権を補完するものであることを強調し、
国際正義の永続的な尊重及び実現を保障することを決意して、

__**`**

次のとおり協定した。
第一部 裁判所の設立
第一条 裁判所
この規程により国際刑事裁判所(以下「裁判所」という。)を設立する。裁判所は、常設機関とし、この
規程に定める国際的な関心事である最も重大な犯罪を行った者に対して管轄権を行使する権限を有し、及び
国家の刑事裁判権を補完する。裁判所の管轄権及び任務については、この規程によって規律する。
第二条 裁判所と国際連合との連携関係
裁判所は、この規程の締約国会議が承認し、及びその後裁判所のために裁判所長が締結する協定によって
国際連合と連携関係をもつ。
第三条 裁判所の所在地
1 裁判所の所在地は、オランダ(以下「接受国」という。)のハーグとする。
2 裁判所は、接受国と本部協定を結ぶ。この協定は、締約国会議が承認し、その後裁判所のために裁判所
長が締結する。

(1)	$\langle \rangle$	ď	1			<i>•</i>	2	44	1		~	3
(b) 人道に対する犯罪	(a) 集団殺害犯罪	づき次の犯罪について管轄権を有する。	裁判所の管轄権は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に限定する。裁判所は、この規程に基	第五条 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪	第二部 管轄権、受理許容性及び適用される法	の他のいずれの国の領域においても、任務を遂行し、及び権限を行使することができる。	裁判所は、この規程に定めるところによりいずれの締約国の領域においても、及び特別の合意によりそ	能力を有する。	裁判所は、国際法上の法人格を有する。また、裁判所は、任務の遂行及び目的の達成に必要な法律上の	第四条 裁判所の法的地位及び権限	できる。	裁判所は、この規程に定めるところにより、裁判所が望ましいと認める場合に他の地で開廷することが

四

					対					2		
(d)	ۍ م	(c)	(b)	(a)	対 し、	この		規定は、	権を		(d)	(c)
当該集団内部の出生を妨げることを意図する措置をとること。		当該集団の全部又は一部に対し、身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課するこ	当該集団の構成員の身体又は精神に重大な害を与えること。	当該集団の構成員を殺害すること。	その集団自体を破壊する意図をもって行う次のいずれかの行為をいう。	規程の適用上、「集団殺害犯罪」とは、国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部に	第六条 集団殺害犯罪	は、国際連合憲章の関連する規定に適合したものとする。	を行使する条件を定める規定が採択された後に、裁判所は、この犯罪について管轄権を行使する。この	第百二十一条及び第百二十三条の規定に従い、侵略犯罪を定義し、及び裁判所がこの犯罪について管轄	侵略犯罪	戦争犯罪

Ŧī.

(h)		(g)	(f)	(e)	(d)	(c)	(b)	(a)	ł	1		(e)
☆ 政治的、人種的、国民的、民族的、文化的又は宗教的な理由、3に定義する性に係る理由その他国際	であってこれらと同等の重大性を有するもの	領姦、性的な奴隷、強制売春、強いられた妊娠状態の継続、強制断種その他あらゆる形態の性的暴力		〕 国際法の基本的な規則に違反する拘禁その他の身体的な自由の著しいはく奪	住民の追放又は強制移送	、 奴隷化すること。	2 絶滅させる行為	2 殺人	のの一部として、そのような攻撃であると認識しつつ行う次のいずれかの行為をいう。	この規程の適用上、「人道に対する犯罪」とは、文民たる住民に対する攻撃であって広範又は組織的な	第七条 人道に対する犯罪	〕 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

亡

「奴隷化すること」とは、人に対して所有権に伴ういずれか又はすべての権限を行使することをい	(c)	
(特に食糧及び薬剤の入手の機会のはく奪)を含む。		
「絶滅させる行為」には、住民の一部の破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること	(b)	
いう。	ひ	
政策を推進するため、文民たる住民に対して1に掲げる行為を多重的に行うことを含む一連の行為を	該	
「文民たる住民に対する攻撃」とは、そのような攻撃を行うとの国若しくは組織の政策に従い又は当	(a)	
1の規定の適用上、	2	0
を与え、又は重大な傷害を加えるもの	を	
その他の同様の性質を有する非人道的な行為であって、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛	(k)	
アパルトヘイト犯罪	(j)	
人の強制失踪	(i)	
であって、この1に掲げる行為又は裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を伴うもの	T	
山の下で許容されないことが普遍的に認められている理由に基づく特定の集団又は共同体に対する迫害	法	

	(h) 一 ア	つ著しくは	(g) 「迫害」	この定	の他の	(f) 「強	これに	にある	(e) 「拷	強制的	(d) 「住民	い、 人
種的集団が也の一以上の人種的集団を組織的に抑王し、	「アパルトヘイト犯罪」とは、1に掲げ	くはく奪することをいう。	とは、集団又は共同体の同一	の定義は、妊娠に関する国内法に影響を及ぼすものと解してはなら	重大な違反を行うことを意図して、	いられた妊娠状態の継続」とは、住	に付随する苦痛が生ずることを含まない。	者に著しい苦痛を故意に与えることをいう。	問」とは、身体的なものであるか精	強制的な行為により、合法的に所在する地	の追放又は強制移送」とは、	(特に女性及び児童)の取引の過程でそのような権限を行使す
 織的に抑圧し、及び支配する制度化された体制との関連にお	1に掲げる行為と同様な性質を有する非人道的な行為であって、一の		性を理由として、国際法に違反して基本的な権利を意図的にか	反ぼすものと解してはならない。	強制的に妊娠させられた女性を不法に監禁することをいう。	住民の民族的な組成に影響を与えること又は国際法に対するそ		をいう。ただし、拷問には、専ら合法的な制裁に固有の又は	か精神的なものであるかを問わず、抑留されてい	合法的に所在する地域から関係する住民を強制的に移動させることをいう。	国際法の下で許容されている理由によることなく、退去その他の	でそのような権限を行使することを含む。
りこう見自こう	であって、一の		利を意図的にか		ることをいう。	除法に対するそ		萩に固有の又は	抑留されている者又は支配下	とをいう。	退去その他の	

八

いて、かつ、当該体制を維持する意図をもって行うものをいう。
(i) 「人の強制失踪」とは、国若しくは政治的組織又はこれらによる許可、支援若しくは黙認を得た者
が、長期間法律の保護の下から排除する意図をもって、人を逮捕し、拘禁し、又は拉致する行為であっ
て、その自由をはく奪していることを認めず、又はその消息若しくは所在に関する情報の提供を拒否す
ることを伴うものをいう。
3 この規程の適用上、「性」とは、社会の文脈における両性、すなわち、男性及び女性をいう。「性」の
語は、これと異なるいかなる意味も示すものではない。
第八条 戦争犯罪
1 裁判所は、戦争犯罪、特に、計画若しくは政策の一部として又は大規模に行われたそのような犯罪の一
部として行われるものについて管轄権を有する。
2 この規程の適用上、「戦争犯罪」とは、次の行為をいう。
(a) 千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約に対する重大な違反行為、すなわち、関連するジュ
ネーヴ条約に基づいて保護される人又は財産に対して行われる次のいずれかの行為

九

(iii)	(ii)	(i)	の	(b)	(viii)	(vii)	(vi)	(v)	(iv)	(iii)	(ii)	(i)
国際連合憲章の下での人道的援助又は平和維持活動に係る要員、施設、物品、組織又は車両であっ	民用物、すなわち、軍事目標以外の物を故意に攻撃すること。	文民たる住民それ自体又は敵対行為に直接参加していない個々の文民を故意に攻撃すること。	著しい違反、すなわち、次のいずれかの行為	確立された国際法の枠組みにおいて国際的な武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対するその他	人質をとること。	不法な追放、移送又は拘禁	捕虜その他の被保護者からの公正な正式の裁判を受ける権利のはく奪	捕虜その他の被保護者を強制して敵国の軍隊において服務させること。	軍事上の必要性によって正当化されない不法かつ恣意的に行う財産の広範な破壊又は徴発	身体又は健康に対して故意に重い苦痛を与え、又は重大な傷害を加えること。	拷問又は非人道的な待遇(生物学的な実験を含む。)	殺人

 \bigcirc

占領地域の住民の全部若しくは一部を当該占領地域の内において若しくはその外に追放し若しくは移
一一一一一前一前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前i
記章及び制服を不適正に使用して、死亡又は重傷の結果をもたらすこと。
(1) ジュネーヴ諸条約に定める特殊標章のほか、休戦旗又は敵国若しくは国際連合の旗若しくは軍隊の
چ °
(i) 武器を放棄して又は防衛の手段をもはや持たずに自ら投降した戦闘員を殺害し、又は負傷させるこ
撃し、又は砲撃し若しくは爆撃すること。
(v) 手段のいかんを問わず、防衛されておらず、かつ、軍事目標でない都市、町村、住居又は建物を攻
かに過度となり得るものを引き起こすことを認識しながら故意に攻撃すること。
死亡若しくは傷害、民用物の損傷又は自然環境に対する広範、長期的かつ深刻な損害であって、
iv 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益全体との比較において、攻撃が、巻き添えによる文民の
意に攻撃すること。
て、武力紛争に関する国際法の下で文民又は民用物に与えられる保護を受ける権利を有するものを故

されないことを宣言すること。	(xiv) 敵対する紛争当	破壊又は押収を必	(xiii) 敵対する紛争当	(xii) 助命しないこと	(xi) 敵対する紛争当	ىكى°	でもなく、かつ、	的な実験であって、	(x) 敵対する紛争当	であって、軍事日	(ix) 宗教、教育、 ^共	送すること。	
旦言すること。	対する紛争当事国の国民の権利及び訴権が消滅したこと、停止したこと又は裁判所において受理	押収を必要とする場合は、この限りでない。	敵対する紛争当事国の財産を破壊し、又は押収すること。ただし、戦争の必要性から絶対的にその	助命しないことを宣言すること。	対する紛争当事国又は軍隊に属する個人を背信的に殺害し、又は負傷させること。		かつ、その者を死に至らしめ、又はその健康に重大な危険が生ずるものを受けさせるこ	て、その者の医療上正当と認められるものでも、その者の利益のために行われるもの	敵対する紛争当事国の権力内にある者に対し、身体の切断又はあらゆる種類の医学的若しくは科学	であって、軍事目標以外のものを故意に攻撃すること。	芸術、科学又は慈善のために供される建物、歴史的建造物、病院及び傷病者の収容所		

____. ____

(_{XX} i)	нн	77	44	(XX)		(xix)	.	(XVIII)	(xvii)	(xvi)	ملجك	(XV)
個人の尊厳を侵害すること(特に、侮辱的で体面を汚す待遇)。	関連する規定に基づく改正によってこの規程の附属書に含められることを条件とする。	及び物質並びに戦闘の方法が、包括的な禁止の対象とされ、かつ、第百二十一条及び第百二十三条の	的に無差別な兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いること。ただし、これらの兵器、投射物	武力紛争に関する国際法に違反して、その性質上過度の傷害若しくは無用の苦痛を与え、又は本質	が弾芯を全面的には被覆しておらず、又はその外包に切込みが施されたもの)を使用すること。	人体内において容易に展開し、又は扁平となる弾丸(例えば、外包が硬い弾丸であって、その外包	を使用すること。	窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案物	毒物又は毒を施した兵器を使用すること。	襲撃により占領した場合であるか否かを問わず、都市その他の地域において略奪を行うこと。	対し、その本国に対する軍事行動への参加を強制すること。	敵対する紛争当事国の国民が戦争の開始前に本国の軍役に服していたか否かを問わず、当該国民に

れの第三条に共通して規定する著しい違反、すなわち、敵対行為に直接に参加しない者(武器を放棄し
為に積極的に参加させるために使用すること。
「 二 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
する救済品の分配を故意に妨げることを含む。)によって生ずる飢餓の状態を故意に利用すること。
xx 戦闘の方法として、文民からその生存に不可欠な物品をはく奪すること(ジュネーヴ諸条約に規定
輸送手段及び要員を故意に攻撃すること。
🖾 ジュネーヴ諸条約に定める特殊標章を国際法に従って使用している建物、物品、医療組織、医療用
るために利用すること。
ۍ ح
らゆる形態の性的暴力であって、ジュネーヴ諸条約に対する重大な違反行為を構成するものを行うこ

四

対するその他の著しい違反、すなわち、次のいずれかの行為(e)確立された国際法の枠組みにおいて国際的性質を有しない武力紛争の際に適用さ	確立された国際法の枠組みにおいて国際的性質を有しない武力紛争の		暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、	(d) (c)の規定は、国際的性質を有しない武力紛争について適用するものとし、暴動、	によることなく刑を言い渡し、及び執行すること。	iv 一般に不可欠と認められるすべての裁判上の保障を与える正規に構成された裁	(ii) 人質をとること。	 「 個人の尊厳を侵害すること(特に、侮辱的で体面を汚す待遇)。 	 (i) 生命及び身体に対し害を加えること(特に、あらゆる種類の殺人、身体の切断 	ずれかの行為	た軍隊の構成員及び病気、負傷、抑留その他の事由により戦闘能力のない者を含む
		谷の際に適用される法規及び慣例に	び緊張の事態については、適用しな	とし、		に構成された裁判所の宣告する判決		0	(人、身体の切断、虐待及び拷問)。		

強姦、性的な奴隷、強制売春、前条2(f)に定義する強いられた妊娠状態 こ文撃すること。 国際連合憲章の下での人道的援助又は平和維持活動に係る要員、施設、 国際連合憲章の下での人道的援助又は平和維持活動に係る要員、施設、 国際連合憲章の下での人道的援助又は平和維持活動に係る要員、施設、 国際連合憲章の下での人道的援助又は平和維持活動に係る要員、施設、 と 支 が が が の た の た め た の た の た の た の た め に 攻撃すること。 と 。 、 本 一 ヴ 諸条約に定める特殊標章を国際法に従って使用している建物 ジュネーヴ諸条約に定める特殊標章を国際法に従って使用している建物
設、物品、組織又は車両であっ
力紛争に関する国際法の下で文民又は民用物に与えられる保護を受ける権利を有するものを故
造物、病院及び傷病者の収容所
において略奪を行うこと。
状態の継続、強制断種その他あ
条に共通して規定する著しい違
は志願に基づいて編入すること
ける、米に、佐、おい、建

い。同規定は、政府当局と組織された武装集団との間又はそのような集団相互の間の長期化した武力紛
暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、適用しな
(f) (e)の規定は、国際的性質を有しない武力紛争について適用するものとし、暴動、独立の又は散発的な
破壊又は押収を必要とする場合は、この限りでない。
(カ) 敵対する紛争当事者の財産を破壊し、又は押収すること。ただし、紛争の必要性から絶対的にその
٥
でもなく、かつ、その者を死に至らしめ、又はその健康に重大な危険が生ずるものを受けさせるこ
的な実験であって、その者の医療上正当と認められるものでも、その者の利益のために行われるもの
 xi 敵対する紛争当事者の権力内にある者に対し、身体の切断又はあらゆる種類の医学的若しくは科学
(x) 助命しないことを宣言すること。
ix 敵対する紛争当事者の戦闘員を背信的に殺害し、又は負傷させること。
事上の理由のために必要とされる場合は、この限りでない。
(如) 紛争に関連する理由で文民たる住民の移動を命ずること。ただし、その文民の安全又は絶対的な軍

一 七

	3		(c)	(b)	(a)	2	構	1		नि	3	
第十条	犯罪の構成要件に関する文書及びその改正は、この規程に適合したものとする。	この改正は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択される。	6 検察官	・ 絶対多数による議決をもって行動する裁判官	(1) 綿約国	犯罪の構成要件に関する文書の改正は、次の者が提案することができる。	音成要件に関する文書は、締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択される。	裁判所は、前三条の規定の解釈及び適用に当たり、犯罪の構成要件に関する文書を参考とする。犯罪の	第九条 犯罪の構成要件に関する文書	国の統一を維持し、及び領土を保全するための政府の責任に影響を及ぼすものではない。	2(反び)の規定は、あらゆる正当な手段によって、国内の法及び秩序を維持し若しくは回復し、又は	争がある場合において、国の領域内で生ずるそのような武力紛争について適用する。

八

(a)	と	\mathcal{O}	2	1		該	当	2	1		Ļ	[۲
	とができる。	締約国	裁判所は、次条(a又は、	この規程の締約国となる国は、	第十二条 管轄権	該国が次条3に規定する	当該国について効力を生	いずれかの国がこの規	裁判所は、この規程が	第十一条 時間に	又はその適用を妨げる	この部のいかなる規定も、
領域内において問題となる行為が発生した国又は犯罪が船舶内若		であるとき又は3の規定に従い裁判所の管轄権を受諾してい	次条(a又は(c)に規定する場合において、次の(a又は(b)に	る国は、第五条に規定する犯罪についての裁	管轄権を行使する前提条件	次条3に規定する宣言を行った場合は、この限りでない。	について効力を生じた後に行われる犯罪についてのみ管轄権を	かの国がこの規程が効力を生じた後にこの規程の締約国とな	規程が効力を生じた後に行われる犯罪についてのみ	についての管轄権	又はその適用を妨げるものと解してはならない。	、この規程の目的以外の目的のために現行
しくは航空機内で行われた場合の当		るときは、その管轄権を行使するこ	掲げる国の一又は二以上がこの規程	判所の管轄権を受諾する。			行使することができる。ただし、当	る場合には、裁判所は、この規程が	管轄権を有する。			の又は発展する国際法の規則を制限

<u>一</u> 九

該船舶若しくは航空機の登録国
(b) 犯罪の被疑者の国籍国
3 この規程の締約国でない国が2の規定に基づき裁判所の管轄権の受諾を求められる場合には、当該国
は、裁判所書記に対して行う宣言により、問題となる犯罪について裁判所が管轄権を行使することを受諾
することができる。受諾した国は、第九部の規定に従い遅滞なくかつ例外なく裁判所に協力する。
第十三条 管轄権の行使
裁判所は、次の場合において、この規程に基づき、第五条に規定する犯罪について管轄権を行使すること
ができる。
 (a) 締約国が次条の規定に従い、これらの犯罪の一又は二以上が行われたと考えられる事態を検察官に付
託する場合
(b) 国際連合憲章第七章の規定に基づいて行動する安全保障理事会がこれらの犯罪の一又は二以上が行わ
れたと考えられる事態を検察官に付託する場合
(c) 検察官が第十五条の規定に従いこれらの犯罪に関する捜査に着手した場合

 $\ddot{\bigcirc}$

 3 検察官は、捜査を進める合理的な基礎があると結論する場合には、 2 付託については、可能な限り、関連する状況を特定し、及び事態を きる裏付けとなる文書を添付する。 第十五条 検察官 二とができる。 第十五条 検察官 第十五条 検察官 二とができる。 ことができる。 3 検察官は、捜査を進める合理的な基礎があると結論する場合には、 	1
	<i>[</i>
る買こき検こ後ろ検ど祭ろそ次客第付第第第方次第1にここ1こし((こ((<t< td=""><td>$\overline{\mathbf{v}}$</td></t<>	$\overline{\mathbf{v}}$
る関こきるる関、 徐なる検が察第方市でき京と府はし、、五	2
る 関、 こ 検 と 検 を が 察 が 客 が 官 し、 市 し、 、 、	t
 こ こ た 検察 た が ぞ な た た (株) (株) (本) (*) (*)	
 ことができる 検察官は、 後察官は、 	1
るものとし、 関、非政府機	~
検察官は、関、非政府機	2
検察官は、	日日
検察官は、	7
	3

_____ ____

捜査に係る許可を予審裁判部に請求する。被害者は、手続及び証拠
して陳述をすることができる。
4 予審裁判部は、3に規定する請求及び裏付けとなる資料の検討。
あり、かつ、事件が裁判所の管轄権の範囲内にあるものと認め
し、この許可は、事件の管轄権及び受理許容性について裁判所が
はない。
5 予審裁判部が捜査を不許可としたことは、検察官が同一の事態に関
の後に請求を行うことを妨げるものではない。
6 検察官は、1及び2の規定の下での予備的な検討の後、提供され
構成しないと結論する場合には、その旨を当該情報を提供した者
の事態に関し新たな事実又は証拠に照らして自己に提供される追加的
ではない。
第十六条 捜査又は訴追の延期

(c) 被疑者が訴えの対象となる行為について既に裁判を受けており、かつ、第二十条3の規定により裁判
起因する場合は、この限りでない。
ないことを決定している場合。ただし、その決定が当該国に訴追を真に行う意思又は能力がないことに
(b) 当該事件がそれについての管轄権を有する国によって既に捜査され、かつ、当該国が被疑者を訴追し
し、当該国にその捜査又は訴追を真に行う意思又は能力がない場合は、この限りでない。
 (a) 当該事件がそれについての管轄権を有する国によって現に捜査され、又は訴追されている場合。ただ
決定する。
1 裁判所は、前文の第十段落及び第一条の規定を考慮した上で、次の場合には、事件を受理しないことを
第十七条 受理許容性の問題
とができる。
いて開始し、又は続行することができない。安全保障理事会は、その要請を同一の条件において更新するこ
により裁判所に対してこれらを開始せず、又は続行しないことを要請した後十二箇月の間、この規程に基づ
いかなる捜査又は訴追についても、安全保障理事会が国際連合憲章第七章の規定に基づいて採択した決議

	所による裁判が認められない場合
	(d) 当該事件が裁判所による新たな措置を正当化する十分な重大性を
2	2 裁判所は、特定の事件において捜査又は訴追を真に行う意思がな
	る適正な手続の原則を考慮した上で、妥当な場合には、
	する。
	(a) 第五条に規定する裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪についての
	めに手続が行われた若しくは行われていること又は
	(b) その時の状況において被疑者を裁判に付する意図に反する
	(c) 手続が、独立して又は公平に行われ
	裁判に付する意図に反する方法で行われた又は行われていること。
3	3 裁判所は、特定の事件において捜査又は訴追を真に行う能
	法制度の完全又は実質的な崩壊又は欠如
	することができないか否か又はその他の

<u>一</u> 四

3 国の行う捜査にゆだねたことについては、ゆだねた日の後六箇月を経過した後又は当該国に当該捜査を
より、これらの者に対する当該国が行う捜査にゆだねる。
る。検察官は、自己の請求に基づき予審裁判部が捜査を許可することを決定しない限り、当該国の要求に
裁判権の範囲内にある自国民その他の者を現に捜査しており、又は既に捜査した旨を通報することができ
可能性のある犯罪行為であって各国に対する通報において提供された情報に関連するものに関し、自国の
2 国は、1に規定する通報を受領した後一箇月以内に、裁判所に対し、第五条に規定する犯罪を構成する
供する情報の範囲を限定することができる。
護し、証拠の破壊を防止し、又は被疑者の逃亡を防止するために必要と認める場合には、これらの国に提
検察官は、これらの国に対し情報を秘密のものとして通報することができるものとし、また、関係者を保
の締約国及び利用可能な情報を考慮して問題となる犯罪について裁判権を通常行使し得る国に通報する。
基礎があると決定している場合又は同条(の及び第十五条の規定に従って捜査に着手する場合には、すべて
1 検察官は、事態が第十三条(a)の規定に従って裁判所に付託されており、かつ、捜査を開始する合理的な
第十八条 受理許容性についての予備的な決定

<u>一</u> 五

4			3	(c)		(b)	(a)		2		1		
裁判所の管轄権又は事件の受理許容性については、異議の申立てを2に規定する者が一回のみ行うこと	所に対して意見を提出することができる。	三条の規定に従って事態を付託した者及び被害者は、管轄権又は受理許容性に関する手続において、裁判	検察官は、管轄権又は受理許容性の問題に関して裁判所による決定を求めることができる。また、第十	第十二条の規定に従って裁判所の管轄権の受諾を求められる国	に捜査し若しくは訴追したことを理由として異議の申立てを行うもの	当該事件について裁判権を有する国であって、当該事件を現に捜査し若しくは訴追しており、又は既	被告人又は第五十八条の規定に従って逮捕状若しくは召喚状が発せられている者	異議の申立ては、次の者が行うことができる。	裁判所の管轄権についての異議の申立て又は第十七条の規定を理由とする事件の受理許容性についての	規定に従って事件の受理許容性を決定することができる。	裁判所は、提起された事件について管轄権を有することを確認する。裁判所は、職権により第十七条の	第十九条 裁判所の管轄権又は事件の受理許容性についての異議の申立て	

<u>一</u> 七

(h)	(a)	8	17	7	許	確	6	5	D	き	7	が
(b) 証人から供述若しくは証言を取得すること又は異議	(a) 前条6に規定する措置と同種の必要な捜査上の措置をとること。	検察官は、裁判所が決定を行うまでの間、	に従って決定を行うまでの間、捜査を停止する。	7 異議の申立てが2(b)又は(c)に掲げる国によって行われる場合には、	許容性に関する決定については、第八十二条	確認の前は予審裁判部に対して行い、犯罪事実	6 裁判所の管轄権についての異議の申立て又は事件の受理許容性につ	5 2(b及び(c)に掲げる国は、できる限り早い機会に異議	の申立ては、第十七条1cの規定にのみ基づ	きる。公判の開始時において又はその後に裁判所の許可を得て行われ	てが二回以上行われること又は公判の開始時	ができる。異議の申立ては、公判の前又は開
の申立てが行	る上の措置をとること。	次のことについて裁判所の許可	~る。	6って行われる場合には、検察官は、	第八十二条の規定に従い上訴裁判部に上訴	の確認の後は第一審裁		•機会に異議の申立てを行う。	のみ基づいて行うことができる。		の開始時よりも遅い時に行われることに	開始時に行う。裁判所は、例外的
われる前に開始された証拠の収集及		の許可を求めることができる。		は、裁判所が第十七条の規定	に上訴をすることができる。	判部に対して行う。管轄権又は受理	いての異議の申立ては、犯罪事実の			る事件の受理許容性についての異議	ことについて許可を与えることがで	例外的な状況において、異議の申立

<u>二</u> 八

1 いかなる者も、この規程に定める場合を除くほか、自己が裁判所にに通報する。 第二十条 一事不再理 自己が手続に関する情報を入手することができるよう要請することが	 11 検察官は、第十七条に規定する事項を考慮して関係国に捜査をゆだねる場合には、当該関係国に対しての規定に従って事件を受理しないとされた根拠を否定する新たな事実が生じたと認めるときは、その決定の再検討を要請することができる。 11 検察官は、第十七条に規定する事項を考慮して関係国に捜査をゆだねる場合には、当該関係国に対しての規定に従って事件を受理しないとされた根拠を否定する新たな事実が生じたと認めるときは、その決定の再検討を要請することができる。
の再検討を要請することができる。 の再検討を要請することができる。 第二十条 一事不再理 第二十条 一事不再理	か 裁 な
に 要 自 に	の再検討を要請することができる。の規定に従って事件を受理しないとされた根拠、
おかなる者も、この規程に定める場 で通報する。 第二十条 一事不再理 第二十条 一事不再理 いかなる者も、この規程に定める場	検察官は、
いかなる者も、この規程に定める場に通報する。 第二十条 一事不再理要請により、秘密とする。検察官は、	己
いかなる者も、この規程に定める場合を除くほか、第二十条(一事不再理	により、秘密とする。検察官は、
いかなる者も、この規程に定める場合を除くほか、第二十条 一事不再理	に通報する。
いかなる者も、この規程に定める場合を除くほか、	一事不再
	いかなる者も、

二九

(a)	1			(b)		(a)	て	かな	3	他	2	け
第一に、この!	裁判所は、次の	第二十一条	て当該者を裁判に付する意	国際法の認め	場合	裁判所の管轄	裁判所によって	る者も、	第六条から第八条	の裁判所によっ	いかなる者も、	た犯罪の基礎を
〉規程、犯罪の構成	次のものを適用する。	適用される法	に付する意図に回	る適正な手続の担		所の管轄権の範囲内にある犯罪についての刑事責任から当該	判所によって裁判されることは	当該他の裁判所における	第六条から第八条までの規定によっても禁止されている行為につい	判所によって裁判されることはない。	自己が裁判所によっ	の基礎を構成する行為につ
犯罪の構成要件に関する文書及び手続及び証			図に反するような態様で行われた場合	の規範に従って独立して		る犯罪についての	ない。	手続が	らっても禁止され	こはない。	6って既に有罪又は無罪	ういて 裁判所によって 裁
(書及び手続及び			で行われた場合	して又は公平に行		刑事責任から当		次のようなものであっ	ている行為につ		(は無罪の判決を受	判され
)証拠に関する規則			Ц	に行われず、かつ、		「該者を免れさけ		た場合でない限り、			受けた第五条に	ることはない。
規則				つ、その時の状況におい		者を免れさせるためのものであった			て他の裁判所によって裁判されたい		けた第五条に規定する犯罪について	
				い況におい		であった		同一の行為につい	されたい		たついて	

Ē

いずれの者も、問題となる行為が当該行為の発生した時において裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を	1
第二十二条 「法なくして犯罪なし」	
第三部刑法の一般原則	
なければならない。	ナマ
民的、民族的又は社会的出身、貧富、出生又は他の地位等を理由とする不利な差別をすることなく行われ	足
た、第七条3に定義する性、年齢、人種、皮膚の色、言語、宗教又は信条、政治的意見その他の意見、国	+-
この条に規定する法の適用及び解釈は、国際的に認められる人権に適合したものでなければならず、ま	3
裁判所は、従前の決定において解釈したように法の原則及び規則を適用することができる。	2
の原則がこの規程、国際法並びに国際的に認められる規範及び基準に反しないことを条件とする。	
(適当な場合には、その犯罪について裁判権を通常行使し得る国の国内法を含む。)。ただし、これら	
(c) (a)及び(b)に規定するもののほか、裁判所が世界の法体系の中の国内法から見いだした法の一般原則	(c)
る国際法の原則を含む。)	
(b) 第二に、適当な場合には、適用される条約並びに国際法の原則及び規則(確立された武力紛争に関す)	(h)

構成しない限り、この規程に基づく刑事上の責任を有しない。
2 犯罪の定義については、厳格に解釈するものとし、類推によって拡大してはならない。あいまいな場合
には、その定義については、捜査され、訴追され、又は有罪の判決を受ける者に有利に解釈する。
3 この条の規定は、この規程とは別に何らかの行為を国際法の下で犯罪とすることに影響を及ぼすもので
はない。
第二十三条 「法なくして刑罰なし」
裁判所によって有罪の判決を受けた者については、この規程に従ってのみ処罰することができる。
第二十四条 人に関する不遡及
1 いかなる者も、この規程が効力を生ずる前の行為についてこの規程に基づく刑事上の責任を有しない。
2 確定判決の前にその事件に適用される法に変更がある場合には、捜査され、訴追され、又は有罪の判決
を受ける者に一層有利な法が適用される。
第二十五条(個人の刑事責任)
1 裁判所は、この規程に基づき自然人について管轄権を有する。

 (i) 当該犯罪を実行するという当該集団の意図を認識しながら寄与 (ii) 当該犯罪を実行するは、他の者に対して集団殺害の実行を直接にかれりない事情のために当該犯罪が既遂となら (ii) 当該犯罪を実行すると、
の 者
又は犯罪の完遂を防止する者は、完
合には、当該犯罪の未遂についてこの規程に基づく刑罰を科され
人の刑事責任に関するこの規程のいかなる規定も、国際法の下で
な
十八歳未満の者についての管轄権の除
裁判所は、犯罪を実行したとされる時に十八歳未満であった者について管轄権を有しない。
第二十七条 公的資格の無関係
1 この規程は、公的資格に基づくいかなる区別もなく、すべての者についてひとしく適用する。特に、元
首、政府の長、政府若しくは議会の一員、選出された代表又は政府職員としての公的資格は、いかなる場

三四

合にも個人をこの規程に基づく刑事責任から免れさせるものではなく、また、それ自体が減刑のための理
由を構成するものでもない。
2 個人の公的資格に伴う免除又は特別な手続上の規則は、国内法又は国際法のいずれに基づくかを問わ
ず、裁判所が当該個人について管轄権を行使することを妨げない。
第二十八条 指揮官その他の上官の責任
裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪についての刑事責任であってこの規程に定める他の事由に基づくもの
のほか、
(a) 軍の指揮官又は実質的に軍の指揮官として行動する者は、その実質的な指揮及び管理の下にあり、
は状況に応じて実質的な権限及び管理の下にある軍隊が、自己が当該軍隊の管理を適切に行わなかった
結果として裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を行ったことについて、次の⑴及び⑾の条件が満たされ
る場合には、刑事上の責任を有する。
 当該指揮官又は当該者が、当該軍隊が犯罪を行っており若しくは行おうとしていることを知ってお
り、又はその時における状況によって知っているべきであったこと。

をしなかったこと。
を権限のある当局に付託するため、自己の権限の範囲内ですべての必要かつ合理的な措置をとること
 当該上官が、当該部下による犯罪の実行を防止し若しくは抑止し、又は捜査及び訴追のために事案
 犯罪が当該上官の実質的な責任及び管理の範囲内にある活動に関係していたこと。
らのことを明らかに示す情報を意識的に無視したこと。
 当該上官が、当該部下が犯罪を行っており若しくは行おうとしていることを知っており、又はこれ
の責任を有する。
内にある犯罪を行ったことについて、次の⑴から⑾までのすべての条件が満たされる場合には、刑事上
管理の下にある部下が、自己が当該部下の管理を適切に行わなかった結果として裁判所の管轄権の範囲
(b) (a)に規定する上官と部下との関係以外の上官と部下との関係に関し、上官は、その実質的な権限及び
置をとることをしなかったこと。
のために事案を権限のある当局に付託するため、自己の権限の範囲内ですべての必要かつ合理的な措
 当該指揮官又は当該者が、当該軍隊による犯罪の実行を防止し若しくは抑止し、又は捜査及び訴追

第二十九条 出訴朝退の不適用
範
主観的な要素
、別段の定めがある場合を除くほか、故意に及び認識主観的な要素 の範囲内にある犯罪は、出訴期限の対象とならない。
のみ、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について刑事上の責任を有いずれの者も、別段の定めがある場合を除くほか、故意に及び認識第三十条(主観的な要素)のの管轄権の範囲内にある犯罪は、出訴期限の対象とならない。
この条の規定の適用上、次の場合には、個人に故意があるものとすのみ、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について刑事上の責任を有第三十条 主観的な要素 第三十条 主観的な要素 (1177) と言共 (2177)
 (a) 行為に関しては、当該個人がその行為を行うことを意図している場合のみ、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について刑事上の責任を有し、かつ、第三十条 主観的な要素 第三十条 主観的な要素 第三十条 主観的な要素
(b) 結果に関しては、当該個人がその結果を生じさせることを意図しのみ、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について刑事上の責任を有のみ、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について刑事上の責任を有この条の規定の適用上、次の場合には、個人に故意があるものとすまでの、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪は、出訴期限の対象とならない。
 (4) 「「「」」」」 (5) 「二」」 (5) 「二」」 (5) 「二」」 (5) 「二」」 (5) 「二」」 (7) 「二」 <li< td=""></li<>
 (a) 行為に関しては、当該個人がその結果を生じさせることを意図して、当該個人がその結果を生じさせることを意図している。 (b) 結果に関しては、当該個人がその結果を生じさせることを意図して、 (a) 行為に関しては、当該個人がその行為を行うことを意図している。 (b) 結果に関しては、当該個人がその行為を行うことを意図している。 (c) てその結果が生ずることを意識している場合
 第二十万名、上書集官のステレー 第二十名、主観的な要素 第三十条、主観的な要素 第三十条、主観的な要素 第三十条、主観的な要素 第三十条、主観的な要素 第三十条、主観的な要素 第三十条、主観的な要素 第三十条、主観的な要素
第三十万名、と言うにの、たちになった。

第三十一条 刑事責任の阻却事由

三七

う防衛行動に関与した事実それ自体は、この心の規定に基づく刑事責任の阻却事由を構成しない。
又は財産に対する危険の程度と均衡のとれた態様で合理的に行動する場合。ただし、当該者が軍隊が行
事上の任務の遂行に不可欠な財産を急迫したかつ違法な武力の行使から防御するため、自己その他の者
(c) 当該者が、自己その他の者又は戦争犯罪の場合には自己その他の者の生存に不可欠な財産若しくは軍
ない。
又はその危険性を無視したような状況において、自ら酩酊又は中毒の状態となった場合は、この限りで
結果として裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を構成する行為を行うおそれがあることを知っており、
為を制御する能力を破壊する酩酊又は中毒の状態にある場合。ただし、当該者が、酩酊若しくは中毒の
能力又は法律上の要件に遵
為を制御する能力を破壊する精神疾患又は精神障害を有する場合
 (a) 当該者が、その行為の違法性若しくは性質を判断する能力又は法律上の要件に適合するようにその行
に該当する場合には、刑事上の責任を有しない。
1 いずれの者も、この規程に定める他の刑事責任の阻却事由のほか、その行為の時において次のいずれか

三八

	 ・ 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を構成するとされる行為が、当該者又はその他の者に対する切迫
	した死の脅威又は継続的な若しくは切迫した重大な傷害の脅威に起因する圧迫によって引き起こされ、
	かつ、当該者がこれらの脅威を回避するためにやむを得ずかつ合理的に行動する場合。ただし、当該者
	が回避しようとする損害よりも大きな損害を引き起こす意図を有しないことを条件とする。そのような
	脅威は、次のいずれかのものとする。
	(i) 他の者により加えられるもの
	(ii) その他の当該者にとってやむを得ない事情により生ずるもの
2	裁判所は、裁判所に係属する事件について、この規程に定める刑事責任の阻却事由の適用の可否を決定
,	する。
3	裁判所は、裁判において、1に規定する刑事責任の阻却事由以外の刑事責任の阻却事由であって、第二
	十一条に定める適用される法から見いだされるものを考慮することができる。そのような事由を考慮する
	ことに関する手続は、手続及び証拠に関する規則において定める。
	第三十二条 事実の錯誤又は法律の錯誤

N.L.	2		(• `		1-)	1			1	2	1
法である。	この条の規定の適用上、集団殺害犯罪又は人道に対する犯罪を実行するよう命令することは、明白に違	(c) その命令が明白に違法ではなかったこと。	(b) その命令が違法であることを当該者が知らなかったこと。	(a) 当該者が政府又は当該上官の命令に従う法的義務を負っていたこと。	任を阻却するものではない。	に従ってある者によって行われたという事実は、次のすべての条件が満たされない限り、当該者の刑事責	裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が政府又は上官(軍人であるか文民であるかを問わない。)の命令	第三十三条 上官の命令及び法律の規定	は次条に規定する場合には、刑事責任の阻却事由となり得る。	任の阻却事由とならない。ただし、法律の錯誤は、その犯罪の要件となる主観的な要素を否定する場合又	特定の類型の行為が裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪であるか否かについての法律の錯誤は、刑事責	事実の錯誤は、犯罪の要件となる主観的な要素を否定する場合にのみ、刑事責任の阻却事由となる。

7:	3	2	斑	1		(d)	(c)	(b)	(a)	艹		
で常勤で職務を遂行する必要があるかについて随時決定することができる。そのような措置は、第四十条	裁判所長会議は、裁判所の仕事量に基づいて及び裁判所の裁判官と協議の上、他の裁判官がどの程度ま	裁判所長会議を構成する裁判官は、選任された後直ちに常勤で職務を遂行する。	職務を遂行することができるようにする。	すべての裁判官は、裁判所の常勤の裁判官として選出されるものとし、その任期の開始の時から常勤で	第三十五条 裁判官の職務の遂行	書記局	検察局	上訴裁判部門、第一審裁判部門及び予審裁判部門	裁判所長会議	裁判所は、次の機関により構成される。	第三十四条 裁判所の機関	第四部 裁判所の構成及び運営

の規定の適用を妨げるものではない。
4 常勤で職務を遂行する必要のない裁判官のための財政措置については、第四十九条の規定に従ってとる
ものとする。
第三十六条 裁判官の資格、指名及び選挙
1 裁判所の裁判官は、2の規定に従うことを条件として、十八人とする。
2(a) 裁判所を代表して行動する裁判所長会議は、1に定める裁判官の人数を増加させることを、それが必
要かつ適当と認められる理由を示して提案することができる。裁判所書記は、その提案をすべての締約
国に直ちに通報する。
(b) (a)に規定する提案は、その後、第百十二条の規定に従って招集される締約国会議の会合において検討
される。当該提案は、当該会合において締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で承認さ
れる場合には採択されたものとし、締約国会議が定める時に効力を生ずる。
(c)i) 裁判官の人数を増加させるための提案が(b)の規定に従って採択された後、追加的な裁判官の選挙
は、3から8まで及び次条2の規定に従い締約国会議の次回の会合において行う。

的な資格であって裁判所の司法業務に関連するものの下での広範な経験
 国際人道法、人権に関する法等の国際法に関連する分野における確立した能力及び法律に係る専門
の同様の資格の下での刑事手続における必要な関連する経験
 刑事法及び刑事手続についての確立した能力並びに裁判官、検察官若しくは弁護士としての又は他
(b) 裁判官の選挙のための候補者は、次のいずれかの能力及び経験を有する者とする。
必要な資格を有する者のうちから選出される。
3(a) 裁判官は、徳望が高く、公平であり、誠実であり、かつ、各自の国で最高の司法官に任ぜられるのに
人数となるまで段階的に減少させる。
れた場合には、裁判官の人数は、職務を遂行している裁判官の任期の終了に合わせて、必要とされる
いことを条件とする。その提案は、(a)及び(b)に定める手続に従って取り扱われる。当該提案が採択さ
させることをいつでも提案することができる。ただし、裁判官の人数は、1に定める人数を下回らな
において、裁判所長会議は、裁判所の仕事量にかんがみて適当と認めるときは、裁判官の人数を減少
 ・ ・ ・

5 選挙のための候補者の名簿は、次の二とする。	5
には、諮問委員会の構成及び権限については、締約国会議が定める。	
(c) 締約国会議は、適当な場合には、指名に関する諮問委員会の設置を決定することができる。この場合	$\langle \rangle$
当該各締約国の国民であることを要しないが、いかなる場合にも締約国の国民とする。	
(b) 各締約国は、いずれの選挙にも一人の候補者を指名することができる。ただし、候補者は、必ずしも	(1)
した説明を付する。	
指名には、候補者が3に規定する要件をどのように満たしているかについて必要な程度に詳細に明記	
 国際司法裁判所規程に定める国際司法裁判所の裁判官の候補者を指名するための手続	
 当該締約国における最高の司法官に任ぜられる候補者を指名するための手続 	
名は、次のいずれかの手続によって行う。	
4(a) この規程のいずれの締約国も、裁判官の選挙のための候補者の指名を行うことができるものとし、指	4
つ、堪能でなければならない。	
(c) 裁判官の選挙のための候補者は、裁判所の常用語の少なくとも一について卓越した知識を有し、か	()

7 裁判官については、そのうちのいずれの二人も、同一の国の国民であってはならない。裁判所の裁判官
で、(a)に定める手続に従って引き続き投票を行う。
ゆ 一回目の投票において十分な数の裁判官が選出されなかった場合には、残りの裁判官が選出されるま
た者とする。
れた票の最多数で、かつ、三分の二以上の多数の票を得た十八人の候補者をもって、裁判官に選出され
よって選出される。7の規定に従うことを条件として、出席し、かつ、投票する締約国によって投じら
6 (a) 裁判官は、第百十二条の規定に従って選挙のために招集される締約国会議の会合において秘密投票に
判所において同様の割合で維持されるよう実施する。
ら少なくとも五人の裁判官を選出する。その後の選挙は、二の名簿に記載される資格を有する裁判官が裁
ことができる。最初の裁判官の選挙において、名簿Aの中から少なくとも九人の裁判官及び名簿Bの中か
両方の名簿に記載されるための十分な資格を有する候補者は、いずれの名簿に記載されるかを選択する
3(b)ⅲに規定する資格を有する候補者の氏名を記載した名簿 B
3(b(i)に規定する資格を有する候補者の氏名を記載した名簿 A

四 五

の地位との関連でいずれかの者が二以上の国の国民であると認められ
政治的権利を通常行使する国の国民とみなされ
8 (a) 締約国は、
(i) 世界の主要な法体系が代表されること。
(ii) 地理的
(ii) 女性の裁判官と男性の裁判官とが公平に代表されること。
(b) 締約国は、
官が含まれる必要性も考慮する。
9(a) 裁判官は、(b)の規定に従うことを条件として九年間在任するもの
れる場合を除くほか、再選される資格を有しない。
(b) 最初の選挙において、くじ引による選定により、
で、また、三分の一は六年の任期で在任する。
(c) しの規定によって三年の任期で在任することが選定された裁判官

21 10 年 すは 以空裁 る、9有 下席判 このす 第のを官第 れ規る
すは、、・
+++ -+-L
年
1 裁
の 者
の 時
2 鈸

)-	머머	裁	1			4	(b)	(a)	次	3	の	代
に選出された裁判官の資格及び経験に基づき、刑事法及び刑事手続についての専門的知識と国際法につい	門は六人以上の裁判官で構成する。裁判官の裁判部門への配属は、各裁判部門が遂行する任務の性質並び	(判部門は裁判所長及び他の四人の裁判官で、第一審裁判部門は六人以上の裁判官で、また、予審裁判部	裁判所は、裁判官の選挙の後できる限り速やかに、第三十四条(b)に規定する裁判部門を組織する。上訴	第三十九条 裁判部	て検察官と調整し、及びその同意を求める。	裁判所長会議は、3個の規定の下での責任を果たすに当たり、相互に関心を有するすべての事項につい	2 その他の任務であってこの規程によって裁判所長会議に与えられるもの	〕 裁判所(検察局を除く。)の適正な運営	の事項について責任を有する。	裁判所長は、裁判所第一次長及び裁判所第二次長と共に裁判所長会議を構成するものとし、同会議は、	者がその資格を失った場合には、裁判所長に代わって行動する。	-わって行動する。裁判所第二次長は、裁判所長及び裁判所第一次長の双方に支障がある場合又はこれら

4			3							2		
上	(b)	そ	(a)	予	(c)		(iii)	(ii)	(b) (i)	2 (a)	部門	ての
「訴裁	上訴	この裁	第一	審裁	この	又は	、Ш)	第	上 上	裁判	は、) 専門的
判部	裁判	判部	審裁	判部	2 の	予審裁	審裁	一審	一訴裁	判所の	主 と	[的 知
問に	部門	問に	判部	を同時	規定は、	裁判	審裁判部	一審裁判部	判部は、	の司法上	主として刑事	識
配属	に配	おい	門マ	時に	には、	判部門の	の任	部の	は、	上の	、 刑 事	とが各
され	記属さ	判部門において審	八は予	2 設 署	裁判	の 一	務は	の任務は、	上訴	任務は、	裁判	載判
訴裁判部門に配属された裁判官は、	これた裁	運び	審裁	直する	(判所の)	人の	Ì	がは、	裁判	がは、	の経	各裁判部門
判官	た裁判	が既に	判部	7 [16	1) 仕事量	裁判	この担	第	部門	各 裁	経験を	にお
は、	判官は、	理が既に開始されている事件が完了するま	審裁判部門又は予審裁判部門に配属された裁判官は、	に設置することを妨げるものではな	- 量の	人の裁判官が遂行	規程及び手続	第一審裁判部門の三人の裁判官	上訴裁判部門のすべての裁判官で構成する。	各裁判部門にお	裁判の経験を有する裁判官で構成する。	いて
その	べそ	され	配属	がげろ	》 劾率的	· 遂行	び手	判部	べて	問に	っ る 裁	る当に
その裁判部門にの	こ の 裁	てい	高され	もの	的た	けする。	,続及	門の	く の 裁	おい	判官	」 に 組
部	判	、 る 車	た裁	でけ	な管理に	0	及び証	ية ج	判官	いて遂行す	iで 構	温み合
にの	部門に	子件が	判官	ない	生に必		加い	へ の 裁	っで構	运行す	一成す	コわさ
みな	自己	が完了	口は、	2	必要とな		に関す	級 判 宣	一成す	る。	うる。	これる
み在任する	この任	うする	その		こなス		拠に関する規則	い遂行	っる。			み合わされるように
うる。	山期の		の裁判		る場合			返行す				ノに行
この	全期	で在任する。	判部門に三年間在任し		合には、		従い	する。				行う。
の条の	間左	山する	に				予索					第
いか	全期間在任する。	3	一年間		以上		電裁判					審
この条のいかなる規定も、	りる。		间 在 任		二以上の第		部					秋 判 郊
る規定			てし、		 分 一 宝		の					門 門
止も、			及び		奋裁		三人の					及びヱ
裁			及びその後		一審裁判部又は		に従い予審裁判部門の三人の裁判官					審裁判部門及び予審裁判
裁判所			の後		又は		刊官					秡判

九

第四十一条 裁判官の回避及び除斥
判官に関係する場合には、当該裁判官は、その決定に参加してはならない。
4 2及び3の規定の適用に関する問題は、裁判官の絶対多数による議決で決定する。その問題が個々の裁
有する業務にも従事してはならない。
3 裁判所の所在地において常勤で職務を遂行することを求められる裁判官は、他のいかなる職業的性質を
なる活動にも従事してはならない。
2 裁判官は、その司法上の任務を妨げ、又はその独立性についての信頼に影響を及ぼすおそれのあるいか
1 裁判官は、独立してその任務を遂行する。
第四十条 裁判官の独立
部の一員となる資格を有しない。
かなる場合にも、いずれかの事件の予審裁判段階に関与した裁判官は、当該事件の審理を行う第一審裁判
部門に又は予審裁判部門から第一審裁判部門に一時的に配属することを妨げるものではない。ただし、い
長会議が裁判所の仕事量の効率的な管理に必要と認める場合には、裁判官を第一審裁判部門から予審裁判

Ŧī. ○

1
2 (a)
(b)
(c)
1
犯
る。

Ŧ.

五. 二.

それのあるいかなる活動にも従事してはならないものとし、他のいかなる職業的性質を有する業務にも従
事してはならない。
6 裁判所長会議は、検察官又は次席検察官の要請により、当該検察官又は次席検察官を特定の事件につい
ての任務の遂行から回避させることができる。
7 検察官及び次席検察官は、何らかの理由により自己の公平性について合理的に疑義が生じ得る事案に関
与してはならない。検察官及び次席検察官は、特に、裁判所に係属する事件又は被疑者若しくは被告人に
係る国内における関連する刑事事件に何らかの資格において既に関与したことがある場合には、この7の
規定に従い当該事件から除斥される。
8 検察官又は次席検察官の特定の事件からの除斥に関する問題は、上訴裁判部が決定する。
 (a) 被疑者又は被告人は、この条に規定する理由に基づきいつでも検察官又は次席検察官の特定の事件か
らの除斥を申し立てることができる。
(b) (a)に規定する検察官又は次席検察官は、適当と認める場合には、この事項について意見を提出する権
利を有する。

9	検察官は、特定の問題(特に、性的暴力及び児童に対する暴力を含む。)に関する法的知見を有する顧
日日	問を任命する。
	第四十三条 書記局
1	書記局は、前条の規定に基づく検察官の任務及び権限を害することなく、裁判所の運営及び業務のうち
司	可法の分野以外の分野について責任を有する。
2	書記局の長は、裁判所書記とするものとし、裁判所書記は、裁判所の首席行政官である。裁判所書記
17	は、裁判所長から権限を与えられた任務を遂行する。
3	裁判所の書記及び次席書記は、徳望が高く、かつ、高い能力を有していなければならないものとし、裁
平山	判所の常用語の少なくとも一について卓越した知識を有し、かつ、堪能でなければならない。
4	裁判官は、締約国会議の勧告を考慮して、秘密投票によって絶対多数による議決で裁判所書記を選出す
Z	る。裁判官は、裁判所次席書記の必要が生じた場合には、裁判所書記の勧告に基づいて、同様の方法に
۴	よって裁判所次席書記を選出する。
5	裁判所書記は、五年の任期で在任し、及び一回のみ再選される資格を有するものとし、常勤で職務を遂

3 第 武三	第三		2 検	は、	1 検		に関	リン	被害	6 裁	任するも	行する。
裁判所書記は、裁判所長会議及び検察官の司等第三十六条8に定める基準を準用して考慮する。相参官及て裁判所言言に一種員の屛戶し際し	十六条8.	多 恒 ア て	祭室をび	その任命には、捜査官の任命を含む。	察官及び裁判所書記は、	第四十四条	関する専門的知識を有する職員を含める。	クその他	者その他	判所書記は、	るものとし、	
よ、 裁判 に 定める	に定める		検察官及び裁判所書記は、職員の雇用に際し、	には、捜	裁判所書	四条 職員	的知識を	の適当なに	証人が行			裁判所次席書記は、
近 夏 合 義		基準を進	記は、職	査官の任		員	有する職	援助を提	う証言の	局内に被	に応じて	
	をど食室	用して者	員の雇用	命を含む	てれぞれの		員を含め	供する。	ために合	害者・証	職務の隊	年の任期
	裁判所長会議及び検察官の司意を导て、	。慮する。	に際し、]0	それぞれの局が必要とする資格を有する職員を任命する。		る。	リングその他の適当な援助を提供する。この室には、	被害者その他証人が行う証言のために危険にさらされる者に対し、	書記局内に被害者・証人室を設置する。	必要に応じて職務の遂行が求められることを前提として選出される。	又は裁判
	いと言うこ、		最高水滩		要とする			は、心的外傷	うされる書	設置する。	られる	官の絶対
	戦重見		最高水準の能率、		資格を有				石に対し、	この室は、	しとを前提	五年の任期又は裁判官の絶対多数による議決で決定される
	IJ (裁判)		能力及び		する職員			的暴力の	保護及び		近として国	よる議決
月 耶 長 の 6	(裁判所戠員の壬命、		力及び誠実性を確保するものとし、		気を任命す			(性的暴力の犯罪に関連するものを含む。)	保護及び安全のための措置、	検察局と協議の上、	選出される	で決定され
			を確保す					連するも	ための措		2°	れ る 一 層
	服刑をブ屛重こ		るものい		検察官の場合に			のを含い		証人、出任		一層短い任期で在
戸屛し	件重 こ		E L		場合に			ۍ)	カウンセ	出廷する		期 で在

五

4 裁判所は、例外的な状況において、裁判所のいずれかの組織の業務を援助するため、締約国、政府間機
関又は非政府機関により提供される無給の人員の専門的知識を用いることができる。検察官は、検察局の
ためにその提供を受け入れることができる。そのような無給の人員については、締約国会議が定める指針
に従って雇用する。
第四十五条 厳粛な約束
裁判官、検察官、次席検察官、裁判所書記及び裁判所次席書記は、この規程に基づくそれぞれの職務に就
く前に、公開の法廷において、公平かつ誠実にそれぞれの任務を遂行することを厳粛に約束する。
第四十六条 解任
1 裁判官、検察官、次席検察官、裁判所書記又は裁判所次席書記は、次の場合において、2の規定に従っ
て解任の決定がなされたときは、解任される。
 (a) 手続及び証拠に関する規則に定める重大な不当行為又はこの規程に基づく義務の重大な違反を行った
ことが判明した場合
(b) この規程が求める任務を遂行することができない場合

2 1の規定に基づく裁判官、検察官又は次席検察官の解任についての決定は、締約国会議が秘密投票に
よって次の議決で行う。
 (a) 裁判官については、他の裁判官の三分の二以上の多数による議決で採択される勧告に基づく締約国の
三分の二以上の多数による議決
(b) 検察官については、締約国の絶対多数による議決
(c) 次席検察官については、検察官の勧告に基づく締約国の絶対多数による議決
3 裁判所の書記又は次席書記の解任についての決定は、裁判官の絶対多数による議決で行う。
4 この規程により求められる職務を遂行する行為及び能力についてこの条の規定により異議を申し立てら
れている裁判官、検察官、次席検察官、裁判所書記又は裁判所次席書記は、手続及び証拠に関する規則に
従い、証拠を提示し、及び入手し、並びに意見を述べる十分な機会を有する。異議を申し立てられた者
は、その他の方法でこの問題の検討に参加してはならない。
第四十七条 懲戒処分
前条1に規定する不当行為よりも重大でない性質の不当行為を行った裁判官、検察官、次席検察官、裁判

所書記又は裁判所次席書記は、手続及び証拠に関する規則に従って懲戒処分を受ける。
第四十八条 特権及び免除
1 裁判所は、その目的の達成に必要な特権及び免除を各締約国の領域において享有する。
2 裁判官、検察官、次席検察官及び裁判所書記は、裁判所の事務に従事する間又は裁判所の事務に関し、
外交使節団の長に与えられる特権及び免除と同一の特権及び免除を享有する。また、任期の満了後、公的
資格で行った口頭又は書面による陳述及び行為に関してあらゆる種類の訴訟手続からの免除を引き続き与
えられる。
3 裁判所次席書記、検察局の職員及び書記局の職員は、裁判所の特権及び免除に関する協定により、任務
の遂行に必要な特権、免除及び便宜を享有する。
4 弁護人、専門家、証人その他裁判所への出廷を求められる者は、裁判所の特権及び免除に関する協定に
より、裁判所の適切な任務の遂行に必要な待遇を与えられる。
5 特権及び免除に関し、
 (a) 裁判官又は検察官については、裁判官の絶対多数による議決で放棄することができる。

五. 八

四 所 検 所 ア 察 官 及 び そ 記 で
第四十九条 俸給、
裁判官、検察官、次席検察官、
経費を受ける。これらの俸給及び手当については、任期中は減額しては
第五十条 公用語及び常用語
1 裁判所の公用語は、アラビア語、
の判決その他裁判所における基本的な問題を解決するための決定は、
は、手続及び証拠に関する規則に定める基準に従い、
を解決するためのものと認められるかを決定する。
2 裁判所の常用語は、
して使用することのできる場合について定める。

生 じ	3	7	(c)	(b)	(a)	2	効	1		が	及び	3 #
した場合には、	手続及び	この改正	検察官	絶対多	締約国	手続及び	効力を生ずる。	手続及び	第五	があると認	及びフランス語以外の言語を使用することを許可する。	裁判所は、
には、	証拠に	は、締	Π	数によ		証拠に	る。	証拠に	第五十一条	ゆる場	ス 語 以	
裁判官	関する規則	約国会		る議決		関する		関する	手続及び	める場合に限る。	外の言	の当事
は、三	の	議の構		をもつ		規則の		関する規則は、	及び証	る。	語を使	者又は
分の二日	採択後、	成国の一		絶対多数による議決をもって行動する裁判官		続及び証拠に関する規則の改正は、		締	証拠に関する規則		用すると	手続への
以上のタ	同規則	三分の一		する 裁 判		次の考		約国会議の	する規則		ことを許	の参加が
多数にト	『則に定め	一以上の		官		白が 提案		の構成国	只」		計可する	手続の当事者又は手続への参加が認められ
裁判官は、三分の二以上の多数による議決で暫定的	しめていな	約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決				次の者が提案することができる。		国の三分			。ただし、	うれる国
で暫定	い緊急を	よる議				とがで		の三分の二以上			し、その	の 要 請
		決で採り				きる。					の許可は、	により、
な規則を作成することができるもの	要する特別の状況が裁判所において	で採択された時に効力を生ずる。						の多数による議決で採択された時に				
成するこ	い状況が	た時に効						る議決で			裁判所が十分に正当な理由	これらの当事者又は国が英語
ことがで	>裁判所	の力を生						、採択さ			- 分に 正	F 者 又 は
きるも	におい	一ずる。						れた時			当な理	国が英
Ō	て							に			由	語

トン

	* *		3	2	t ⊷ 1	1		5		·	4	. 2.	r	
	約国	所規	裁	検	規則	裁		١	いて	及び	手続	を適用する。	とし、	
	の 過	則 及	判 所	察官	を 絶	判官	第	の 規	不利	証 拠	続 及	用 す		
	半数	びそ	規則	及び	対多	判官は、	五	程と	に	に	び 証	る。	約国	
	から	つ み	及び	裁判	数に	この	第五十二条	手続	及し	する	拠に		[会 議	
	り異議	則及びその改正は、	その	所書	による	規程		及び	して	規則	関す		アン	
	が中		改正	検察官及び裁判所書記は、	る議	怪及び	料	証	周	のみ	っる坦		回の	
	甲し	採択	判所規則及びその改正は、		人で世	い手续	裁判所規則	に開	しては	正五	別五		通	
	ゼて	仮直		裁判	採択	舵及び	則	関する	て不利に遡及して適用してはならな	及び転	及びス		市会へ	
	られ	らに立	判官	判所規則	規則を絶対多数による議決で採択する。	い証		る規	らない	智定	その		谷又	
	国の過半数から異議が申し立てられない場合には、	夏 見	裁判官が別段の決定を行わな	則の		この規程及び手続及び証拠に関する規則に従い、		この規程と手続及び証拠に関する規則とが抵触する場合には、	2	関する規則の改正及び暫定的な規則は、	び証拠に関する規則及びその改正並びに暫定的な規則は、		締約国会議の次回の通常会合又は特別会合において採択され、	
	場 合	を求	段の	の作成及びその		関す		が抵		規則	亚 び		別会	
	には	める	決定	及 び		る 規		触 す			に暫		合に	
		ため	を 行	その		則 に		る 場		搜 査	定 的		おい	
	き 続	に締	わな	改正		従 い		合に		捜査され、	な 規		て採	
	き 効	約国	い 限	に当たっ				は、			則 は		択 さ	
	引き続き効力を	採択後直ちに意見を求めるために締約国に通	り	たっ		裁判所		この		訴追さ	, ,		n	
	こ有する。		採択	て協		の 日		規 程		'n			改正	
	る。	れろ	され	議を		常の		「が優		又は	程に		され	
		もの	た時	て協議を受ける。		任務		規程が優先する。		有罪	這合		∇	
		2	採択された時に効力を生ずる。	る。		の 淡		うる。		ット の 半日	の規程に適合したものとする。		へは不	
		, 	かった			や行い				刊決	たもの		古決さ	
六		ハ箇日	を生			に必要				と受け	りとす		され	
		月以上	うる。			安なむ				りた	うる。		るま	
		報されるものとし、六箇月以内に締	裁判			の日常の任務の遂行に必要な裁判所				又は有罪の判決を受けた者につ	手続		改正され、又は否決されるまでこれ	
		챼	判			閁				っ	統		れ	

は、予審	伊	りる実	(c) 犯罪	(b) 事件	足りる	(a) 利用	を検討する。	いと決定	1 検察官は、	第	第 五
子審裁判部に通知する。	nはJA tran oo	く質的な理由があるか否か。	れの重大性及び被害者の利益を考慮してもなお捜査が裁判の利益に資するものでないと信ずるに足	Lについて第十七条に規定する受理許容性があるか否か又は受理許容性があり得るか否か。	る合理的な基礎が認められるか否か。	∩可能な情報により、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が行われた又は行われていると信ずるに	ゝゐ。	と決定しない限り、捜査を開始する。検察官は、捜査を開始するか否かを決定するに当たり、	ロは、入手することのできた情報を評価した後、この規程に従って手続を進める合理的な基礎がな	第五十三条 捜査の開始	1部 捜査及び訴追
	本づく 場合に		と信ずるに足	省か。		ると信ずるに		り、次の事項	的な基礎がな		

(c)		と。	む。	の	(b)	す	枷	(a)	1 检		とし	4 检
	この規盟	90	\smile	場 合	裁判所の	る事情な	を網羅す	真実を打	検察官は、	第五十四条	ことができる。	検察官は、
規程に基づく被疑者の権利を十分に尊重すること。			を尊重し、並	において被害者及び証人の利益及び個人的な事情	所の管轄権の範囲内にある犯罪の効果的な捜査及び訴追を確保するために適切な措置をとり、	る事情を同等に捜査すること。	拠を網羅するよう捜査を及ぼし、	真実を証明するため、	次のことを行う。		ို	新たな事
オートチョン(、波疑者の		並びに犯罪	百者及び打	範囲内に	は査するこ	査を及げ		こを行う。	貧てつい		実又は情
	権利を十		(特に、	証人の利さ	ある犯罪	یح م		規程に基		ての検察		新たな事実又は情報に基づき、
	分に尊重		性的暴力	金及び個人	の効果的		にその場	づく刑事		官の責務		
	すること		性的暴力又は児童に対する暴力を伴う犯罪)	人的な事情	な捜査及		並びにその場合において罪がある	この規程に基づく刑事責任があるか否かの		捜査についての検察官の責務及び権限		捜査又は訴追を開始する
	0		に対する	17(年齢、	び訴追を		て罪があ	るか否か				を開始す
			暴力を伴		確保する							るか否か
				第七条3に定義する性及び健康を含	ために適		ものとする事情及び罪がないものと	評価に関連するすべての事実及び証				か否かの決定をいつでも再検討する
			の性質を	する性及	切な措置		及び罪が	すべての				いつでも
			の性質を考慮するこ	び健康を			ないもの	事実及び				再検討す
			ر ر	含	そ		と	証				る

六四

まとるよう要情すること。 (f 情報の私落性 関係者の) 7) 7	(e)	t	(d)	づ	(c)	(b)	(a)	3 検	(b)	(a)
情報の秘密性 関係者の保護又に証拠の保全を確保するだめに必要な措置をとること又に必要な措置	扱いとぎた、周系在の最痩くな圧心のまたが食を下ることになった。これらの情報の提供者が同意しない限り開示し	手続のいずれの段階においても、専ら新たな証拠を得るために秘密を条件として自己が入手する文書	のを締結すること。	国、政府間機関又は個人の協力を促進するために必要な取決め又は取極であってこの規程に反しない	づくものを求めること。	国若しくは政府間機関による協力又は政府間取極に基づく協力であってそれぞれの権限又は任務に基	被疑者、被害者及び証人の出頭を要請し、並びにこれらの者を尋問すること。	証拠を収集し、及び検討すること。	検察官は、次の行為を行うことができる。	第五十七条3個の規定に基づく予審裁判部の許可がある場合	第九部の規定に基づく場合

六五

				2		, .		, .		, ·		1	
((a)	は、	が 検	被	そ	(d)	び	(c)	<	(b)	(a)	被	
:	尋 間	当 該	察官	疑者	の 自	恣 し 意	公 正	自己	は 体	あら	自己	被疑者は、	第
	に先	被疑	にト	が裁	由	的に	の 要	が 十	面 を	ゆる	負 罪	は、	五
	尋問に先立ち、	当該被疑者は、	りマ	判所	奪わ	逮捕	八件を	分に	汚す	形能	マは	この	第五十五条
			入は第	の管	れた	恣意的に逮捕され、	こ満た	自己が十分に理解し、	待遇	あらゆる形態の強制、	有罪	規程	
	当該被疑者が裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪	次の権利も有するものとし、	界 九 刘	が裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を行ったと信ずるに足	を奪われないこと。		の要件を満たすために必要な翻訳を無償で与えられること。	Ľ	は体面を汚す待遇若しくは処罰を与えられないこと。	制	自己負罪又は有罪の自白を強要されないこと。	この規程による捜査に関し、	捜査における被疑者の権利
	版疑者	利む	部 の 担	の節	し と 。	又は抑留されないこと。	にめに	かつ、	くけ	強迫	白を	6る 捜	におけ
	が載	し有す	規定	囲内		昭さ	に必要		処罰	と若し	強更	査に	い る 被
•	級 判	うるも	に基	らにあ		れた	安な新	話す言語以外の言語によって尋問さ	記を見	強迫若しくは脅迫、	ヌさわ	関	版疑者
	の 答	りのレ	づく	る		ない	翻 訳 を	語	ーえら	脅泊	ない		石の佐
	皆轄佐	Ľ	請 求	犯罪を		し と 。	で無償	外の	られた		د ر د ر	次の権利を有する。	和
	他の	その	によ	そ行の		また、	頃でと	言	ない	拷問	ر ٥	惟利な	
	11日1月11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11	その旨を尋問に先立	って	た			チえと	市に	ركر ا	又はその他のあら		を有す	
	トリにも	を尋明	国内	こ 信 ず		この規程に定	られて	よつて		ての曲		する。	
	める	同に	当局	りるに		現程に	170	尋問		他の			
	犯罪		に ト				e°						
	を 行	って	より見	りる		める		れる		ゆる			
	った	告 げ	専問	理 由		理 由		場 合		形 態			
	と 信	って告げられる。	され	りる理由があり、		及 び		れる場合には、		の 残			
	ずる	る。	よう	り、		手続				ゆる形態の残虐な、			
	に 足		とし	かつ、		によ		能 な					
	りる		てい			める理由及び手続によらない限り、		通 訳		人道			
	連由		る 場	」 該 被		いい		i の 揺		一的な			
	を行ったと信ずるに足りる理由があ		検察官により又は第九部の規定に基づく請求によって国内当局により尋問されようとしている場合に	当該被疑者		り、		有能な通訳の援助及		非人道的な若し			

上 六 二

召喚状に応じて出頭した者に対し、当該者がその事案について陳述を行うことができるように関連情報	
(c) 検察官は、予審裁判部が別段の命令を発しない限り、(a)に規定する捜査に関連して逮捕された者又は	
を確保し、並びに特に被疑者の権利を保護するために必要な措置をとることができる。	
(b) <(a)に規定する通知があった場合には、予審裁判部は、検察官の要請により、手続の効率性及び信頼性)	
利用することができなくなるおそれがあると判断する場合には、その旨を予審裁判部に通知する。	
するための得難い機会を提供するものであり、かつ、これらの証言、供述又は証拠を後に公判のために	
1(a) 検察官は、ある捜査が証人から証言若しくは供述を取得し、又は証拠を見分し、収集し若しくは分析	
第五十六条 得難い捜査の機会に関する予審裁判部の役割	
(d) 自ら任意に弁護人に係る権利を放棄した場合を除くほか、弁護人の立会いの下に尋問されること。	
は、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、弁護人を付されること。	
(c) 自ら選任する弁護人を持つこと。また、弁護人がおらず、かつ、裁判の利益のために必要な場合に	
(b) 黙秘をすること。この黙秘は、有罪又は無罪の決定において考慮されない。	
ることを告げられること。	

2
(a)
(b)
(c)
(d)
(e)
(f)
3 (a)

六八

(b) (a)に規定する場合以外の場合には、手続及び証拠に関する規則に別段の定めがあるとき又は予審裁判
る予審裁判部の命令又は決定は、その裁判官の過半数の同意を得なければならない。
2(a) 第十五条、第十八条、第十九条、第五十四条2、第六十一条7及び第七十二条の規定に従ってなされ
1 予審裁判部は、この規程に別段の定めがある場合を除くほか、この条の規定に従って任務を遂行する。
第五十七条 予審裁判部の任務及び権限
九条の規定に従って公判において規律され、及び第一審裁判部が決定する重要性を与えられる。
4 この条の規定に従って公判のために保全され若しくは収集される証拠又はその記録の許容性は、第六十
し立てることができる。その異議の申立てについては、迅速に審理する。
b) 職権によって措置をとる旨のこの3の規定に基づく予審裁判部の決定について、検察官は、異議を申
結論する場合には、職権によって当該措置をとることができる。
議する。予審裁判部は、その協議により、検察官が当該措置を要請しなかったことが正当化されないと
断するときは、検察官が当該措置を要請しなかったことに十分な理由があるか否かについて検察官と協
告人のために不可欠であると認める証拠を保全するためにそのような措置をとることが必要であると判

六 九

	部の過半数により別段の定めをするときを除くほか、予審裁判部の一人の裁判官がこの規程に定める任
	務を遂行することができる。
3	予審裁判部は、この規程に定める他の任務のほか、次の任務を遂行することができる。
	(a) 検察官の要請により、捜査のために必要とされる命令及び令状を発すること。
(1)	(b) 逮捕された者又は次条の規定に基づく召喚状に応じて出頭した者の要請により、防御の準備において
	当該者を支援するために必要な命令(前条に規定する措置を含む。)を発し、又は第九部の規定に基づ
	く協力を求めること。
	(c) 必要な場合には、被害者及び証人の保護並びにこれらの者のプライバシーの保護、証拠の保全、逮捕
	された者又は召喚状に応じて出頭した者の保護並びに国家の安全保障に関する情報の保護のための措置
	をとること。
(1)	(d) 検察官に対し、第九部の規定に基づく締約国の協力を確保することなく当該締約国の領域内において
	特定の捜査上の措置をとることを許可すること。ただし、その事件について、可能な場合には当該締約
	国の見解を考慮した上で、当該協力を実施する権限を有する当局又は司法制度の構成要素の欠如のため

)	に当該締約国が当該協力を明らかに実施することができない旨の決定を予審裁判部が行った場合に限
4	Jose Solution Solutio
(e)	次条の規定に従って逮捕状又は召喚状が発せられている場合には、この規程及び手続及び証拠に関す
4	る規則の規定に従い、証拠の証明力及び関係当事者の権利を十分に考慮した上で、第九十三条1㎏の規
<u>با</u> بر	定に基づき締約国の協力を求めることにより、特に被害者の最終的な利益のために没収のための保全措
E H	置をとること。
	第五十八条 予審裁判部による逮捕状又は召喚状の発付
1	予審裁判部は、捜査の開始後いつでも、検察官の請求により、当該請求及び検察官が提出した証拠その
他	の情報を検討した上で、次の(a)及び(b)の要件に該当していると認める場合には、被疑者に係る逮捕状を
発	発する。
(a)	当該被疑者が裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を行ったと信ずるに足りる合理的な理由が存在する
. .	رکتر (۲
(b)	当該被疑者の逮捕が次のいずれかのことに必要と認められること。

(+ \`		3				1- 1		2				
(b)	(a)	逮	(e)	(d)	(c)	(b)	(a)	検		(iii)	(ii)	(i)
裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪であって当該被疑者の逮捕が求められているものに関する具体的	被疑者の氏名その他当該被疑者を特定する関連情報	捕状には、次の事項を含める。	検察官が当該被疑者を逮捕することが必要であると信ずる理由	当該被疑者が当該犯罪を行ったと信ずるに足りる合理的な理由を証明する証拠その他の情報の要約	当該犯罪を構成するとされる事実の簡潔な説明	裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪であって当該被疑者が行ったとされるものに関する具体的な言及	被疑者の氏名その他当該被疑者を特定する関連情報	察官の請求には、次の事項を含める。	ら生ずる関連する犯罪を継続して行うことを防止すること。	妥当な場合には、当該被疑者が当該犯罪又は裁判所の管轄権の範囲内にあり、かつ、同一の状況か	当該被疑者が捜査又は訴訟手続を妨害せず、又は脅かさないことを確保すること。	当該被疑者の出廷を確保すること。

	な 言及
(c)	当該犯罪を構成するとされる事実の簡潔な説明
4	逮捕状は、裁判所が別段の命令を発するまでの間、効力を有する。
5	裁判所は、逮捕状に基づき、第九部の規定により被疑者の仮逮捕又は逮捕及び引渡しを請求することが
T	できる。
6	検察官は、予審裁判部に対し、逮捕状に記載された犯罪を変更し、又はこれに追加することにより当該
逮	逮捕状を修正するよう要請することができる。予審裁判部は、変更され、又は追加された犯罪を被疑者が
行	行ったと信ずるに足りる合理的な理由があると認める場合には、当該逮捕状をそのように修正する。
7	検察官は、逮捕状を求めることに代わるものとして、被疑者に出頭を命ずる召喚状を予審裁判部が発す
ろ	ることを請求することができる。予審裁判部は、当該被疑者が行ったとされる犯罪を行ったと信ずるに足
n	りる合理的な理由があり、かつ、その出頭を確保するために召喚状が十分なものであると認める場合に
は、	、当該被疑者に出頭を命ずる召喚状を発する(国内法に定めがあるときは、自由を制限する条件(抑留)
な	を除く。)を付するか否かを問わない。)。召喚状には、次の事項を含めるものとし、これを当該被疑者

七三

に半	に送付する。
(a)	当該被疑者の氏名その他当該被疑者を特定する関連情報
(b)	当該被疑者が出頭すべき特定の日
(c)	裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪であって当該被疑者が行ったとされるものに関する具体的な言及
(d)	当該犯罪を構成するとされる事実の簡潔な説明
	第五十九条 拘束を行う国における逮捕の手続
1	仮逮捕又は逮捕及び引渡しの請求を受けた締約国は、その国内法及び第九部の規定に従い、被疑者を逮
捕士	するための措置を直ちにとる。
2 `#	逮捕された者は、拘束を行う国の権限のある司法当局に遅滞なく引致されるものとし、当該司法当局
は、	自国の国内法に従って次のことを判断する。
(a)	当該者が逮捕状の対象とされていること。
(b)	当該者が適正な手続に従って逮捕されたこと。
(c)	当該者の権利が尊重されていること。

7		6	1.11.		5		2		VE	4	1.1	3
2に規定する者は、拘束を行う国が引渡しを決定した後、できる限	て定期的に報告するよう要請することができる。	6 2に規定する者に暫定的な釈放が認められた場合には、予審裁判部は、	措置に関する勧告を含む。)に十分な考慮を払う。	して勧告を行う。当該当局は、その決定を行う前に、当該勧告(2に規定	予審裁判部は、暫定的な釈放の請求について通報されるものとし、	せられたか否かを検討することはできない。	な保障措置が存在するか否かを検討する。当該当局は、逮捕状が前条10	束を行う国が2に規定する者を裁判所に引き渡す義務を履行することがで	犯罪の重大性にかんがみ、暫定的な釈放を正当化する緊急かつ例外的な状	拘束を行う国の権限のある当局は、3に規定する請求について決定	利を有する。	2に規定する者は、拘束を行う国の権限のある当局に対し、引渡し
		予審裁判部		当該勧告	望報されるものとし、拘束を行う国の権限のある当局に対			義務を履行することができることを確保するために必要	上する緊急かつ例外的な状況が存在するか否か及び当該	る請求について決定を行うに当たり、行われたとされ		
れる。		につい		ための	局に対		切に発	に必要	当該拘	される		する権

七六

予審跋判部は、必要な易合こは、駅放された者の出頭を確呆するた	第六十一条 公判前の犯罪事実の確認	(b) (a) は び内 この並 、予にに予 -
		予審裁判部は、
予審裁判部は、必		予審裁判部は、2の
予審裁判部は、2の規定に従うことを条件として、被疑者の引渡し第六十一条 公判前の犯罪事実の確認予審裁判部は、必要な場合には、釈放された者の出頭を確保するた	予審裁判部は、2の規定に従うことを条件として、被疑者の引渡し	に、
内に、検察官が公判を求めようとしている犯罪事実を確認するための予審裁判部は、2の規定に従うことを条件として、被疑者の引渡し第六十一条 公判前の犯罪事実の確認	内に、検察官が公判を求めようとしている犯罪事実を確認するための予審裁判部は、2の規定に従うことを条件として、被疑者の引渡し	に 訴
びに訴追された者及びその弁護人の立会いの下に行う。 内に、検察官が公判を求めようとしている犯罪事実を確認するための予審裁判部は、2の規定に従うことを条件として、被疑者の引渡し予審裁判部は、必要な場合には、釈放された者の出頭を確保するた	びに訴追された者及びその弁護人の立会いの下に行う。内に、検察官が公判を求めようとしている犯罪事実を確認するための予審裁判部は、2の規定に従うことを条件として、被疑者の引渡し	予審裁判部は、
予審裁判部は、訴追された者の立会いがなくても、検察官の要請Pプ審裁判部は、2の規定に従うことを条件として、被疑者の引渡しのに、検察官が公判を求めようとしている犯罪事実を確認するための方に訴追された者及びその弁護人の立会いの下に行う。予審裁判部は、必要な場合には、釈放された者の出頭を確保するた	予審裁判部は、訴追された者の立会いがなくても、検察官の要請互びに訴追された者及びその弁護人の立会いの下に行う。内に、検察官が公判を求めようとしている犯罪事実を確認するための予審裁判部は、2の規定に従うことを条件として、被疑者の引渡し	
は、検察官が公判を求めようとしている犯罪事実を確認するために審予審裁判部は、2の規定に従うことを条件として、被疑者の引渡し予審裁判部は、2の規定に従うことを条件として、被疑者の引渡し予審裁判部は、必要な場合には、釈放された者の出頭を確保するた予審裁判部は、必要な場合には、釈放された者の出頭を確保するた	は、検察官が公判を求めようとしている犯罪事実を確認するために審予審裁判部は、訴追された者の立会いがなくても、検察官の要請ロびに訴追された者及びその弁護人の立会いの下に行う。 予審裁判部は、2の規定に従うことを条件として、被疑者の引渡し	
 (a) 当該者が自己の立会いの権利を放棄した場合 (a) 当該者が自己の立会いの権利を放棄した場合 (a) 当該者が自己の立会いの権利を放棄した場合 	 (a) 当該者が自己の立会いの権利を放棄した場合 (a) 当該者が自己の立会いの権利を放棄している犯罪事実を確認するために審判 (b) 当該者が自己の立会いの権利を放棄している犯罪事実を確認するための (c) 当該者が自己の立会いの権利を放棄している犯罪事実を確認するための (c) 当該者が自己の立会いの権利を放棄した場合 	
 (b) 当該者が逃亡した場合又は当該者を発見することができない場合 (c) 当該者が逃亡した場合又は当該者を発見することができない場合 (c) 当該者が追己の立会いの権利を放棄した場合 (c) 当該者が追己の立会いの権利を放棄した場合 (c) 当該者が追己の立会いの権利を放棄した場合 (c) 当該者が追己の立会いの権利を放棄した場合 	 (b) 当該者が逃亡した場合又は当該者を発見することができない場合のに、検察官が公判を求めようとしている犯罪事実を確認するための内に、検察官が公判を求めようとしている犯罪事実を確認するための内に、検察官が公判を求めようとしている犯罪事実を確認するための内に、検察官が公判を求めようとしている犯罪事実を確認するための内に、検察官が公判を求めようとしている犯罪事実を確認するための内に、検察官が公判を求めようとして、被疑者の引渡しの法法が支付した場合の立会いの権利を決めした場合のの方に行う。 	び
 ・・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	 並びに当該者に対して犯罪事実及びその犯罪事実を確認するための内に、検察官が公判を求めようとしている犯罪事実を確認するために審する該者が自己の立会いの権利を放棄した場合 (a) 当該者が自己の立会いの権利を放棄した場合 (b) 当該者が自己の立会いの権利を放棄した場合 (a) 当該者が自己の立会いの権利を放棄した場合 (b) 当該者が自己の立会いの権利を放棄した場合 	のすべての合理的な措置が
 予審裁判部は、必要な場合には、釈放された者の出頭を確保するたのすべての合理的な措置がとられたとき。 のすべての合理的な措置がとられたとき。 	 予審裁判部は、2の規定に従うことを条件として、被疑者の引渡し 予審裁判部は、訴追された者の立会いがなくても、検察官の要請P (a) 当該者が自己の立会いの権利を放棄した場合 (b) 当該者が自己の立会いの権利を放棄した場合 (b) 当該者が追己した場合又は当該者を発見することができない場合 (c) 当該者が追己の立会いの権利を放棄した場合 	

七七

6				5			4				3		
審理において、訴追された者は、次のことを行うことができる。	ない。	はその要約に依拠することができるものとし、公判における証言が予定されている証人を招致する必要は	明するために十分な証拠をもってそれぞれの犯罪事実を裏付けなければならない。検察官は、証拠書類又	審理において、検察官は、訴追された者が訴追された犯罪を行ったと信ずるに足りる実質的な理由を証	合には、予審裁判部に対してその撤回の理由を通知する。	は、審理の前に犯罪事実の改定又は撤回について妥当な通知を受ける。検察官は、犯罪事実を撤回する場	審理の前、検察官は、捜査を継続し、及び犯罪事実の改定又は撤回を行うことができる。訴追された者	予審裁判部は、審理のための情報の開示に関する命令を発することができる。	(b) 審理において検察官が依拠しようとしている証拠についての通知	(a) 検察官が当該者を裁判に付そうとしている犯罪事実を記載した文書の写し	訴追された者に対しては、審理の前の合理的な期間内に、次のものを提供する。	よって代表される。	

七八

		(;;)	(:)	(c)	(b)	ż.	(a)	う。	質	7 - 	(c)	(b)	(a)
•	して犯罪事実を改定すること。	 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	 特定の犯罪事実について更なる証拠を提出し、又は更に捜査を行うこと。 	審理を延期し、かつ、検察官に対して次のことを検討するよう要請すること。	- 十分な証拠が存在しないと決定した犯罪事実についての確認を拒否すること。	を公判のために第一審裁判部に送致すること。	十分な証拠が存在すると決定した犯罪事実について確認し、及び確認された犯罪事実について当該者	0	質的な理由を証明するために十分な証拠が存在するか否かを決定し、その決定に基づいて次のことを行	予審裁判部は、審理に基づき、訴追された者が訴追されたそれぞれの犯罪を行ったと信ずるに足りる実	証拠を提出すること。	検察官が提出する証拠について異議を申し立てること。	犯罪事実について異議を申し立てること。

11 1 小 この 小 この 小 この 小 い 小 この 小 い 小 この 小 い 小 い 小 い い い
この条の規定に従って犯罪事実がこの条の規定に従って犯罪事実について効力を失う。とができる。
にたいたりをつきたたり 長三、確認された後、裁判所長会議は、予審裁判部により確認されなかっ 予審裁判部により確認されなかっ
部の許可を得て犯罪事実を撤回する部の許可を得て犯罪事実を撤回する。第一審裁判部を組織する。第一審裁
第事実を撤回する 案官により撤回さ で、第一審裁

2 第	使す	1 こ		ての	的な	及 び	できる	2 第	1 被		公判		
日審裁判部は、	使する。	の 条	第六十	みとるものとする。	な代替措置	D弁護人に指示することができるようにするための措置をとる。	こるものとし、	六一審裁判部は、	被告人は、	第六十三条	「の場所は、	第六十	
部は、		に規定する第一	十四条	のとす	が 十 分	指示す			公判の			十二条	
公判が、			第一審裁判部	S°	でないこ	ることが	要な場合	在廷している被告人が公判を妨害し続け	間在廷するもの	被告人の在廷による公判	別段の決定が行われる場合を除くほか、	公判の場所	
公正から		判部の任	判部の任		とが判明	できるよ	には通信	いる被告	るものと	在廷によ	行われる	所	
つ迅速な		審裁判部の任務及び権限は、	の任務及び権		いした後の	らうにする	L技術を伸	一人が公判	とする。	る公判	。場合を除		
ものであ			限		例外的な	っための世	(用する)	を妨害し			ふくほか、		
公正かつ迅速なものであること並びに被告人の権利を十分に尊重して、か		この規程及び手				指置をとる	必要な場合には通信技術を使用することにより、	し続ける担			裁判所の		
びに被生		及び手続き			わいてのみ、	Ĺ	被	る場合には、			裁判所の所在地とする。		
「人の権利		及び証拠			み、かつ	ような措	人が法廷				とする。		
利を十分		に関する			、真に必	置につい	の外から	告人を退					
に尊重し		続及び証拠に関する規則に従って行			かつ、真に必要な期間におい	のような措置については、他の合理	告人が法廷の外から公判を観察し、	当該被告人を退廷させることが					
して、か		いって行			同におい	心の合理	転察し、	ることが					

八

8.a 公判の開始時において、		ることを決定することができる。	される秘密の若しくは機等	7 公判は、公開で行う。 た	(f) その他の関連する事項	(e) 被告人、証人及び被害	d) 当事者が公判前に既に収集し、	(c) 秘密の情報を保護する	の証拠の提出を求めること。	(b) 必要な場合にはこの相	(a) 第六十一条11に規定する予審裁	うことができる。
	、第一審裁判部は、予審裁判部が事前に確認した犯罪事実を被告人に対して読	きる。	る秘密の若しくは機微に触れる情報を保護するため、特別の事情により特定の公判手続を非公開とす	ただし、第一審裁判部は、第六十八条に規定する目的のため又は証拠として提出	の他の関連する事項について決定すること。	人及び被害者を保護するための措置をとること。	収集し、又は公判の間に提出した証拠に加え、証拠の提出を命ずること。	報を保護するための措置をとること。	ے ح	規程に基づき国の援助を得ることにより、証人の出席及び証言並びに文書その他	る予審裁判部の任務を遂行すること。	

八三

告人に対し、次条の規定に従って有罪を自認する機会又は無罪の陳述をする機会を与える。
(b) 公判において、裁判長は、公判手続の実施(公正かつ公平な態様によって実施されることを確保する)
ことを含む。)について指示を与えることができる。当事者は、裁判長の指示に従うことを条件とし
て、この規程に従って証拠を提出することができる。
9 第一審裁判部は、当事者の申立て又は自己の職権により、特に次のことを行う権限を有する。
(a) 証拠の許容性又は関連性を決定すること。
(b) 審理の過程において秩序を維持するために必要なすべての措置をとること。
10 第一審裁判部は、公判の完全な記録であって公判手続を正確に反映したものが作成され、及び裁判所書
記によって保持され、かつ、保存されることを確保する。
第六十五条 有罪の自認についての公判手続
1 第一審裁判部は、被告人が前条8回の規定に従って有罪を自認する場合には、次のことが認められるか
否かを判断する。
(a) 被告人が有罪を自認することの性質及び結果を理解していること。

あ	4	7	r	3			2					/• ``
	第	た、	す。	第	のとし、	認を	第	(iii)	(ii)	(i)	(c)	(b)
	一審裁	事件な	この担	一審裁		認を当該有罪	一審裁	証	検	検察	有罪の	被告
	殺判部は、	事件を他の第一	場合には、	級判部は、	被告人を当該犯罪につい	百罪の	級判部は、	人 の 証	検察官が提示する資料であって、	検察官が	の自認	告人が弁護人と十分に協議した後に自発的に自
					を当ま	の自認に係る犯罪		言等	提示	提起し、	認が、	護人
	裁判の	審裁判	この相	ー に 相	談 犯 罪	に係る	ー に 相	検察	する容		次に掲	と 十 公
	裁判の利益、	可部に	元程 に	応定す	チにつ	。 犯 罪	流定す	マロ	員料で	かつ、	招げる	万に協
		判部に移送することができる。	規程に定める通常の公判手続に従っ	1に規定することが認められない場合には、	いて	の 立	1に規定することが認められる場合には、	証言等検察官又は被告人が提出するその	あっ	被告人が自認し	次に掲げるものに含まれる事件の事実に	議した
	特に被害者	するこ	る通常	とが認	て有罪と決定することが	の立証に求められるすべての不可欠な	とが 認	人 が 提		人 が 白	に含ま	た後に
	の	ことが	市の公	心めら	こ決定	ふめら	影めら	近出す	犯罪事	「認し	よれる	自発
	利益のために事件につ	でき	判手	れな	する	れる、	れる	るそ	実を補	た犯罪	事件	的に
	のため	る。	続に従	い場合	ことざ	すべて	場合に	の他の証	補足し、	罪 事 実	の事実	自認
	の に 事		化って	百にけ	かできる。	しの不	には、	の証拠	いたか	天	天によ	認していること
	子件に		て公判を		じる。	- 可 欠	提出さ	176	う、		って	るこ
				有罪の					被告		裏	Ę
	て一層		ける	自認い		実を打	た追加		人が亚		けらい	
	唐 完 全		ことな	かなさ		証明す	加 的 な		マける		れてい	
	王な事		で決定	これな		っるも	な証拠		告人が受け入れるもの		付けられていること。	
	いて一層完全な事実の提示が必要で		続けることを決定するものとし、	の自認がなされなかったものとみな		事実を証明するものとして認めるも	れた追加的な証拠とともに有罪の自		もの		と。	
	提示		もの	たも		して	もに					
	か必要		E L	のとか		認めて	有罪の					
	女で		ま	みな		いも	り自					

	1			3	2	1			5			
審理	被		けれ	裁	被	い		は、	検	自	(b)	(a)
を受ける権利及び少なく	被告人は、犯罪事実の決定に当たり、	第六十七条 被告人の権利	ばならない。	判所は、被告人を有罪と	告人の有罪を証明する責任は、	いずれの者も、適用される	第六十六条 無罪の堆	裁判所を拘束しない。	検察官と被告人との間の対	認がなされなかったものとみなし、	この規程に定める通常の	検察官に対し、証人の証
理を受ける権利及び少なくとも次の保障を十分に平等に受ける権利を有する。	定に当たり、この規程を考慮した上で公開審理を受ける権利、公正かつ公平な	の権利		被告人を有罪と決定するためには、合理的な疑いを超えて当該被告人の有罪を確信していな	責任は、検察官にある。	適用される法に基づいて裁判所において有罪とされるまでは無罪と推定される。	推定		の協議であって、犯罪事実の改定、有罪の自認又は科される刑罰に関するもの	のとみなし、事件を他の第一審裁判部に移送することができる。	規程に定める通常の公判手続に従って公判を続けることを決定すること。この場合には、	証人の証言を含む追加的な証拠の提出を求めること。
	公平な			ていな					るもの		有罪の	

(f)	づ	白	(e)	に	の	を	(d)	(c)	絡	(b)	5	(a)
裁判所の公判手続又は裁判所に提示される文書が自己が十分に理解し、かつ、話す言語によらない場	いて許容される他の証拠を提出すること。	自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。また、防御を行うこと及びこの規程に基	自己に不利な証人を尋問し、又はこれに対して尋問させること並びに自己に不利な証人と同じ条件で	よって弁護人を付されること。	ために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、裁判所	を通じて防御を行うこと、弁護人がいない場合には弁護人を持つ権利を告げられること及び裁判の利益	第六十三条2の規定に従うことを条件として、公判に出席すること、直接に又は自ら選任する弁護人	不当に遅延することなく裁判に付されること。	を取ること。	防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ、並びに自ら選任する弁護人と自由かつ内密に連	れること。	自己が十分に理解し、かつ、話す言語で、犯罪事実の性質、理由及び内容を速やかにかつ詳細に告げ

合には、有能な通訳の援助及び公正の要件を満たすために必要な翻訳を無償で与えられること。
(g) 証言又は有罪の自白を強要されないこと及び黙秘をすること。この黙秘は、有罪又は無罪の決定にお
いて考慮されない。
(h) 自己の防御において宣誓せずに口頭又は書面によって供述を行うこと。
 自己に挙証責任が転換されず、又は反証の責任が課されないこと。
2 検察官は、この規程に定める他の開示のほか、被告人に対し、できる限り速やかに、自己が保持し、又
は管理する証拠であって、当該被告人の無罪を示し若しくは無罪を示すことに資すると信じ若しくは当該
被告人の罪を軽減することに資すると信ずるもの又は訴追に係る証拠の信頼性に影響を及ぼし得るものを
開示する。この2の規定の適用について疑義がある場合には、裁判所が決定する。
第六十八条 被害者及び証人の保護及び公判手続への参加
1 裁判所は、被害者及び証人の安全、心身の健康、尊厳及びプライバシーを保護するために適切な措置を
とる。裁判所は、その場合において、すべての関連する要因(年齢、第七条3に定義する性、健康及び犯
罪(特に、性的暴力又は児童に対する暴力を伴う犯罪)の性質を含む。)を考慮する。検察官は、特にこ

八八

	4				3					2		
置、カウンセリングその他の援助について助言することができる。	被害者・証人室は、検察官及び裁判所に対し、第四十三条6に規定する適当な保護及び安全のための措	と認めるときは、手続及び証拠に関する規則に従い被害者の法律上の代理人が提示することができる。	らと両立する態様で、提示され、及び検討されることを認める。これらの意見及び懸念は、裁判所が適当	当と判断する公判手続の段階において並びに被告人の権利及び公正かつ公平な公判を害さず、かつ、これ	裁判所は、被害者の個人的な利益が影響を受ける場合には、当該被害者の意見及び懸念が、裁判所が適	情、特に被害者又は証人の意見を尊重して実施する。	は児童が被害者若しくは証人である場合には、裁判所が別段の命令を発する場合を除くほか、すべての事	よって行うことを認めることができる。これらの措置については、特に、性的暴力の被害者である場合又	るため、公判手続のいずれかの部分を非公開で行い、又は証拠の提出を電子的手段その他特別な手段に	裁判所の裁判部は、前条に規定する公開審理の原則の例外として、被害者及び証人又は被告人を保護す	判を害するものであってはならず、また、これらと両立しないものであってはならない。	れらの犯罪の捜査及び訴追の間このような措置をとる。当該措置は、被告人の権利及び公正かつ公平な公

5 この規程に基づく	規程に基づく証拠又は情報の開示が証人又はその家族の安全に重大な危険をもたらし得る場合に
は、検察官は、公判	検察官は、公判の開始前に行われるいかなる手続のためにも、当該証拠又は情報の提供を差し控え、
これらに代えてその	らに代えてその要約を提出することができる。これらの措置については、被告人の権利及び公正かつ
公平な公判を害さず	公平な公判を害さず、かつ、これらと両立する態様で実施する。
6 国は、自国の職員	自国の職員又は代理人の保護及び秘密の又は機微に触れる情報の保護について必要な措置をとる
よう要請することができる。	できる。
第六十九条	証拠
1 証人は、証言する前に、	前に、手続及び証拠に関する規則に従い、自己が真実の証拠を提供することを約束す
る _。	
2 公判における証人の証言は、	の証言は、前条又は手続及び証拠に関する規則に定める措置によって提供される場合
を除くほか、証人自らが行う。	らが行う。裁判所は、この規程に従うことを条件として、かつ、手続及び証拠に関す
る規則に従い、ビデ	則に従い、ビデオ又はオーディオ技術の手段による証人の直接の又は記録された証言を提供すること
及び文書又は反訳し	び文書又は反訳した文書を提出することを許可することができる。これらの措置は、被告人の権利を害

F 5
確定するために必要と認めるすべての証拠の提出を求める権限を有する。
4
の
る。
5
6
きる。
7
合には、
(a)
(b)

九

8 #±	裁判所は、国が収集した証拠の許容性及び関連性を決定するに当たり、当該国の国内法の適用に関する
決	決定を行わない。
	第七十条 裁判の運営に対する犯罪
1	裁判所は、その裁判の運営に対する次に掲げる犯罪であって故意に行われたものについて管轄権を有す
る。	
(a)	前条1の規定に従って真実を述べる義務を有するにもかかわらず虚偽の証言を行うこと。
(b)	当事者が虚偽の又は偽造された証拠と知りながらこれを提出すること。
(c)	証人を買収し、証人の出席若しくは証言について妨害し若しくは干渉し、証言を行ったことに対して
÷⊤	証人に報復を行い、証拠を破壊し若しくは改ざんし、又は証拠の収集を妨げること。
(d)	裁判所の構成員に対し、その職務を遂行しないこと又は不適正に遂行することを強要し、又は説得す
7	る目的で、妨害し、脅迫し、又は買収すること。
(e)	裁判所の構成員に対し、当該構成員又は他の構成員が職務を遂行したことに関して報復を行うこと。
(f)	裁判所の構成員がその公の職務に関連して賄賂を要求し、又は受け取ること。

1 裁判所は、在廷する者であって不当行為(公判手続を混乱させ、又は裁判所の指示に従うことを故意に	1
第七十一条 裁判所における不当行為に対する制裁	
るようにするために十分な資源を充てるものとする。	
件を付託する。当該当局は、この事件を誠実に取り扱うものとし、これを効果的に処理することができ	
(b) 締約国は、裁判所が適当と認める場合にはその要請により、訴追のために自国の権限のある当局に事	
たものまで拡張する。	
を、この条に規定する裁判の運営に対する犯罪であって自国の領域において又は自国民によって行われ	
4 (a) 締約国は、自国の捜査上又は司法上の手続の健全性に係る犯罪を処罰する自国の刑事法の適用範囲	4
める罰金又はその双方を科することができる。	
3 裁判所は、有罪判決の場合には、五年を超えない期間の拘禁刑若しくは手続及び証拠に関する規則に定	9
供する条件は、被請求国の国内法によって規律される。	
する規則に定める原則及び手続とする。この条の規定に基づく手続に関し、裁判所に対して国際協力を提	
2 この条に規定する犯罪についての裁判所の管轄権の行使を規律する原則及び手続は、手続及び証拠に	0

拒否することを含む。)を行うものに対し、手続及び証拠に関する
廷、過料その他これらに類する措置等拘禁以外の行政上の措置
2 1に規定する措置の適用を規律する手続は、手続及び証拠に関する
第七十二条 国家の安全保障に関する情報
1 この条の規定は、国が、その情報又は文書の開示が自国の安全保障
について適用する。そのような案件には、第五十六条2及び3、
条2、第六十八条6、第八十七条6並びに第九十三条の規定
問題となる案件であってその他の手続の段階において生ずるも
2 この条の規定は、情報又は証拠の提供を要請された者が、
を害し得ることを理由としてその提供を拒否し、
がその開示が自国の安全保障上の利益を害し得ると判断していること
る _°
3 この条のいかなる規定も、第五十四条3(e)及びf)の規定に基づいて適用される秘密性に関する要求又は

(d)	(c)			(b)	(a)	動	的	5	. .	る	4	次
) 援助を提供することができる条件(特に、要約又は編集した文書の提出、開示の制限、非公開による	〕 異なる情報源からの又は異なる形態による情報又は証拠の入手	所の判断	以外の情報源から証拠を入手することができるか否か若しくは既に入手しているか否かについての裁判	求められる情報若しくは証拠の関連性についての裁判所の判断又は関連性がある場合であっても自国	援助についての請求の修正又は明確化	して、これらの者が次に掲げるすべての合理的な措置をとるよう求める。	な手段によって解決するため、場合に応じて、検察官、被告人、予審裁判部又は第一審裁判部と共に行	いずれの国も、情報の開示が自国の安全保障上の利益を害し得ると判断する場合には、この問題を協力	この条の規定に従ってこの問題の解決を得るために手続に参加する権利を有する。	おそれがあることを知り、かつ、その開示が自国の安全保障上の利益を害し得ると判断する場合には、	いずれの国も、手続のいずれかの段階において自国の情報又は文書が開示されていること又は開示され	条の規定の適用を妨げるものではない。

九 五

	又はいずれか一方の当事者による手続の利用その他この規程及び手続及び証拠に関する規則に基づいて
	認められる保護措置を含む。) についての同意の取得
6	いずれの国も、問題を協力的な手段によって解決するためのすべての合理的な措置をとった後、自国の
	安全保障上の利益を害することなく情報又は文書を提供し、又は開示し得る手段又は条件がないと認める
	場合には、検察官又は裁判所に対してその旨を具体的な理由を付して通報する。ただし、その理由を具体
	的に記載することそれ自体が自国の安全保障上の利益を必然的に害し得る結果となるときは、この限りで
	ない。
7	その後に裁判所は、これらの証拠が関連性を有し、かつ、被告人の有罪又は無罪を証明するために必要
	であると判断する場合には、次の措置をとることができる。
	 (a) 情報又は文書の開示が第九部に規定する協力についての請求又は2に規定する状況において求めら
	れ、かつ、国が第九十三条4に規定する拒否の理由を援用している場合には、次のことを行うことがで
	きる。
	(i) (ii)に規定する結論を出す前に、当該国の意見を検討するために更なる協議を要請すること。その協

九 六

又は情報の開示のためにその出所元の同意を求める。出所元が締約国である場合には、当該締約国は、当該
関より自国に対して秘密のものとして提供されたものの提出を裁判所により請求される場合には、当該文書
締約国は、自国が保管し、保有し、又は管理する文書又は情報であって、他の国、政府間機関又は国際機
第七十三条第三者の情報又は文書
告人の公判において推定を行うこと。
(i) 情報又は文書の開示を命じない場合には、その状況において適当なときは、事実の存否について被
(i) 情報又は文書の開示を命ずること。
(b) (a)に規定する状況以外の状況においては、次のことを行うことができる。
⑾ その状況において適当な場合には、事実の存否について被告人の公判において推定を行うこと。
条7の規定に従って問題を付託すること。
この規程の下での義務に従って行動していないと結論を下す場合には、その理由を明示して第八十七
(i) その事件の状況にかんがみ被請求国が第九十三条4に規定する拒否の理由を援用することによって
議には、適当な場合には、非公開かついずれか一方の当事者による審理を含む。

九 七

得られない場合には、判決は、第一審裁判部の裁判官の過半数をもって行う。
3 第一審裁判部の裁判官は、判決において全員一致の合意を得るよう努めるものとし、全員一致の合意が
つ、裁判所において審理された証拠にのみ基づいて判決を行うことができる。
載された事実及び状況を超えるものであってはならない。裁判所は、公判において裁判所に提出され、か
2 第一審裁判部の判決は、証拠及び手続全体の評価に基づいて行う。判決は、犯罪事実及びその改定に記
ことができない場合には、当該第一審裁判部の裁判官と交代する。
る。これらの補充の裁判官は、公判の各段階に出席するものとし、第一審裁判部の裁判官が出席し続ける
は、個々の事例に応じ、対応可能な場合には、一人又は二人以上の補充の裁判官を指名することができ
1 第一審裁判部のすべての裁判官は、公判の各段階に出席し、及び評議に終始参加する。裁判所長会議
第七十四条 判決のための要件
の出所元に対する既存の義務のために当該文書又は情報を提供することができないことを通報する。
が締約国ではなく、かつ、開示への同意を拒否する場合には、被請求国は、裁判所に対し、秘密性について
文書若しくは情報の開示に同意し、又は前条の規定に従って開示の問題を裁判所との間で解決する。出所元

.

九 八

1 5 4)に関する原則を確立する。その確立判所は、被害者に対する又は被害者に対する又は被害者に対するとし、常一審裁判部の判決には、「「審裁判部の法廷で言い渡す。」 「で関する原則を確立する、その確立
	、公開の法廷で言い渡す。い場合には、第一審裁判部
	七十五条
1	判所は、
	\smile
	り又は例外的な状況においては職権により、被害者に対する又は被害者に係る損害、損失及び傷害の範囲
	及び程度を決定することができるものとし、自己の行動に関する原則を説明する。
2	裁判所は、有罪の判決を受けた者に対し、被害者に対する又は被害者に係る適切な賠償(原状回復
	償及びリハビリテーションの提供を含む。)を特定した命令を直接発することができる。
	裁判所は、適当な場合には、第七十九条に規定する信託基金を通じて賠償の裁定額の支払を命ずること

九 九

 \bigcirc

(a)	2		(b)	(a)	た	1			4		3	_
② 手続及び証拠に関する規則に定める基準に基づく罰金	裁判所は、拘禁刑のほか、次のものを命ずることができる。	拘禁刑	〕 犯罪の極度の重大さ及び当該有罪の判決を受けた者の個別の事情によって正当化されるときは終身の	〕 最長三十年を超えない特定の年数の拘禁刑	著に対し、次のいずれかの刑罰を科することができる。	裁判所は、第百十条の規定に従うことを条件として、第五条に規定する犯罪について有罪の判決を受け	第七十七条 適用される刑罰	第七部 刑罰	刑については、公開の場で及び可能な限り被告人の在廷の下に言い渡す。	なときは更なる審理の間に審理される。	2の規定の適用がある場合には、前条の規定に基づく意見は、2に規定する追加的な審理の間及び必要	ことができるものとし、検察官又は被告人の要請があるときは、当該追加的な審理を行うものとする。

 \bigcirc

(b) 1に規定する犯罪によって直接又は間接に生じた収益、財産及び資産の没収。ただし、善意の第三者
の権利を害することのないように行う。
第七十八条 刑の量定
1 裁判所は、刑の量定に当たり、手続及び証拠に関する規則に従い、犯罪の重大さ、有罪の判決を受けた
者の個別の事情等の要因を考慮する。
2 裁判所は、拘禁刑を科するに当たり、裁判所の命令に従って既に拘禁された期間がある場合にはその期
間を刑期に算入するものとし、また、犯罪の基礎を構成する行為に関連する他の拘禁された期間を刑期に
算入することができる。
3 一人の者が二以上の犯罪について有罪の判決を受けた場合には、裁判所は、各犯罪についての刑及びそ
れらを併合した刑(拘禁刑の全期間を特定したもの)を言い渡す。当該全期間は、少なくとも言い渡され
た各犯罪についての刑のうちの最長の期間とするものとし、三十年の拘禁刑又は前条1個の規定に基づく
終身の拘禁刑の期間を超えないものとする。
第七十九条 信託基金

(a) 検察官は、次のいずれかを理由として上訴をすることができる。
ことができる。
1 第七十四条の規定に基づく判決に対しては、手続及び証拠に関する規則に従い、次のとおり上訴をする
第八十一条 無罪若しくは有罪の判決又は刑の量定に対する上訴
第八部上訴及び再審
する刑罰を定めていない国の法律に影響を及ぼすものでもない。
この部のいかなる規定も、各国の国内法に定める刑罰の適用を妨げるものではなく、また、この部に規定
第八十条 国内における刑罰の適用及び国内法への影響の否定
3 信託基金は、締約国会議が決定する基準に従って管理される。
転することを命ずることができる。
2 裁判所は、その命令により、罰金として又は没収によって徴収された金銭その他の財産を信託基金に移
を設置する。
1 締約国会議の決定により、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために信託基金

	(b)		2 (a)						(b)			
3		規		(iv)	(iii)	(ii)	(i)	2	有	(iii)	(ii)	(i)
る場合には、検察官及び有罪の判決を受けた者に対して1個又は他の規定に基づく理由の提示を求める	裁判所は、刑の量定に対する上訴に関し、有罪判決の全部又は一部を取り消し得る理由があると認め	則に従って当該刑の量定に対して上訴をすることができる。	検察官又は有罪の判決を受けた者は、犯罪と刑との間の不均衡を理由として、手続及び証拠に関する	その他の理由であって手続又は判決の公正性又は信頼性に影響を及ぼすもの	法律上の誤り	事実に関する誤り	手続上の誤り	ことができる。	「罪の判決を受けた者又は当該者のために行動する検察官は、次のいずれかを理由として上訴をする	法律上の誤り	事実に関する誤り	手続上の誤り

拘禁を継続することができる。	
及び上訴が認められる可能性を考慮した上で、検察官の要請により、上訴の手続の間、当該被告人の	
 第一審裁判部は、例外的な状況において、特に、具体的な逃亡の危険性、訴追された犯罪の重大性 	
れる。	
(c) 無罪判決の場合には、被告人は、次の(i)及び(ii)の規定が適用されることを条件として、直ちに釈放さ	
る。ただし、検察官も上訴をしているときは、その釈放は、心に規定する条件に従って行われる。	
(b) 有罪の判決を受けた者の拘禁の期間が科された拘禁刑の期間を超える場合には、当該者は、釈放され	
き続き拘禁される。	
3(a) 有罪の判決を受けた者は、第一審裁判部が別段の命令を発する場合を除くほか、上訴の手続の間、引	0
あると認める場合には、心に規定する手続と同一の手続を適用する。	
(c) 裁判所は、専ら1の規定に基づく有罪判決に対する上訴に関し、(a)の規定の下で減刑のための理由が	
స్త	
ことができるものとし、また、第八十三条の規定に基づいて有罪判決に関する決定を行うことができ	

___ ⊖ ∄ī.

		(\cdot)		(1)			1		~	4		
	裁	(d)	(c)	(b)	(a)	できる。	い		の 間、	判		(ii)
審裁判部が認めるもの	判部によって速やかに解決されることにより手続を実質的に進め	手続の公正かつ迅速	第五十六条3の規定	捜査され、又は訴追	管轄権又は受理許容性に関する決定	ୄୖ	いずれの当事者も、毛	第八十二条 他の	停止する。	決又は刑の執行は、	ることができる。	i)の規定に基づく第一
0 の	に解決されるこ	一かつ迅速な実施又は公判の結果に著しい影響を及ぼし得る問題に係る決定であって、	十六条3の規定に基づいて職権によって措置をとるとの予審	又は訴追されている者の釈放を認める又は認めない旨	石性に関する決定		手続及び証拠に関する規則に従い、	他の決定に対する上訴		3(a)及び(b)の規定に従うことを条件として、		
	とにより手続を	の結果に著しい	によって措置を	釈放を認めるマ			する規則に従い	訴		定に従うことを		審裁判部の決定に対しては、
	三実質的に進め	影響を及ぼし	とるとの予審	くは認めない旨			、次の決定の			条件として、		
		得る問題に係	裁判部の決定	の決定						上訴が許され		手続及び証拠に関する規則に従って上訴をす
	ることができると予審裁判部又は第	係る決定であ					いずれに対しても上訴をすることが			上訴が許される期間及び上訴の手続		う規則に従って
	判部又は第	って、上訴					することが			上訴の手続		て上訴をす

 $\overline{\bigcirc}$

1.	あ	2	限	1		7	墾	4	Ŋ	3	対	2	
しくは手続上の誤りによって実質的に影響を受けたと認める場合には	った	上訴	を有	上訴	.	て上訴をすることができる。	響を受ける財産の善意の所有者は、	被害者		上訴	l	関係[
手続	と認め	裁判	を有する。	裁判	第 八	をする	ける时	の	続の値	それ白	上訴な	国又は	
上の誤	める場	部は、		判部は、	八十三条	F [' C	兇産の	伝 律 上	庁止の	日体は	とする	は検察	
りに	める場合又は上訴	上訴		第 八		がで	善意	法律上の代理人、	手続の停止の効力を有しな	Ľ,	て上訴をすることができる。	係国又は検察官は、	
よって	は上新	の 対 免		十 一 冬	上訴につ	きる。	の 所 有	理 人、	を有し	訴裁判	ができ		
て実質	か の 対	対象となっ		未及び	マン		有者は	有 罪	しない。	刊部が		番裁判	
前に	象と	った		この	ての手続			の	0	手続	当該	部の	
影響を	なった	た手続が		条の担	続		続及び	沢を受		及 び 証	上訴	許 可 を	
を受け	の対象となった判決若しくは刑の量定が	が判決		第八十一条及びこの条の規定に基づく手続を行うに			手続及び証拠に関する規則に定め	判決を受けた者又は第七十五条の		それ自体は、上訴裁判部が手続及び証拠に関する規則に基づく	当該上訴については、	予審裁判部の許可を得た上で第五十七条3(d)	
たと初	若しく	判決若しくは刑		基づく			に関す	者又は		関する	ては、	上で笠	
認める	く は 刑	くは刑		く 手 続			っ る 規	は第七		る 規 則		弗 五 十	
場合	の量	の量定の		を行			則に	十五		に基	迅速に審理す	-七条	
には、								条の担			理する		
次の	争実に	信頼性		当たり、			े रेल	規定に		安請に	る。	の規定	
いず	関す	に影					るところにより、	「基づ		より		に基	
れかの	事実に関する誤り、	響を立		一審			より、	く 命 合		別 段 の		づく子	
のこと		及ぼす		秋 判 部			賠償	アによ		の命令		丁審裁	
こ を 行	律上	ぼど		のす			の命	って		を発		判部	
次のいずれかのことを行うことが	法律上の誤り若	頼性に影響を及ぼすほど不公正で		第一審裁判部のすべての権			賠償の命令に対し	規定に基づく命令によって不利な影		要請により別段の命令を発しない限		の規定に基づく予審裁判部の決定に	
どが	り 若	止 で		の権			刈 し	い 影		限		ルに	

7.		4		3			~*	77		$\langle 1 \rangle$	$\langle \rangle$		
を記載するが、いずれの裁判官も、法律問題に関して個別の意見又は反対意見を表明することができる。	理由を明示する。全員一致の合意が得られない場合には、上訴裁判部の判決には、多数意見及び少数意見	上訴裁判部の判決については、裁判官の過半数をもって行い、公開の法廷で言い渡す。判決には、その	部の規定に従って当該刑を変更することができる。	上訴裁判部は、刑の量定に対する上訴において刑が犯罪に比して不均衡であると認める場合には、第七	ができない。	して上訴をしているときは、上訴裁判部は、当該判決又は刑の量定を当該者について不利に修正すること	ることができる。有罪の判決を受けた者又は当該者のために行動する検察官のみが判決又は刑の量定に対	及びその決定を報告させるために当該問題を差し戻し、又は当該問題を決定するために自ら証拠を請求す	これらの目的のため、上訴裁判部は、原判決をした第一審裁判部に対して事実に係る問題を決定させ、	(b) 異なる第一審裁判部において新たに公判を行うことを命ずること。	(a) 判決又は刑の量定を破棄し、又は修正すること。	できる。	

 •

1		(c)	(b)	(a)	行	取	立	2			(c)	
違法に逮捕され、又は拘禁された者は、補償を受ける権利を有する。	第八十五条 逮捕され、又は有罪の判決を受けた者に対する補償	この事案について自己が管轄を保持すること。	新たな第一審裁判部を組織すること。	原判決をした第一審裁判部を再招集すること。	行うことができる。	を行った後、判決を変更すべきか否かについての決定を行うため、必要に応じ、次のいずれかのことを	てに根拠があると認める場合には、手続及び証拠に関する規則に定める態様によって各当事者からの聴	上訴裁判部は、申立てに根拠がないと認める場合には、当該申立てを却下する。上訴裁判部は、当該申	反を行っていたこと。	十六条の規定に従ってこれらの裁判官の解任が正当化されるほどの重大な不当行為又は義務の重大な違	有罪判決又は犯罪事実の確認に参加した裁判官のうち一人又は二人以上が、その事件において、第四	たものであったことが新たに発見されたこと。

____ ___ ()

2 確定判決によって有罪と決定され	た場合において、その後に、新たな事実又は新しく発見された事実に
より誤審のあったことが決定的に立証されたことを理	れたことを理由としてその有罪判決が破棄されたときは、当該有
罪判決の結果として刑に服した者は、	法律に基づいて補償を受ける。ただし、その知られなかった事実が
適当な時に明らかにされなか	たことの全部又は一部が当該者の責めに帰するものであることが証明され
る場合は、この限りでない。	
3 裁判所は、重大かつ明白な誤審	ったことを立証する決定的な事実を発見するという例外的な状況に
おいて、無罪の確定判決又は	確定判決又はそのような理由による公判手続の終了の後に釈放された者に対し、手続及び
証拠に関する規則に定める基準に	自己の裁量によって補償を与えることができる。
第九部 国際協力及び司法	助
第八十六条 協力を行う一	般的義務
締約国は、この規程に従い、	管轄権の範囲内にある犯罪について裁判所が行う捜査及び訴追にお
いて、裁判所に対し十分に協力する。	
第八十七条 協力の請求についての	の一般規定

____.

	4		3				2					1
性のある者並びにこれらの者の	裁判所は、この部の	を実施するために開示が必要とな	3 被請求国は、協力の請求及び請求	その選択のその後の変更については、	ちの一による訳文を添付することによっ	選択に従い、被請求国の公用語若	2 協力の請求及び請求の裏付けとなる文書につ	適当な地域的機関を通じて送付することができる。	(b) 請求については、適当な場合には、	締約国は、その指定のその後	は各締約国が批准、受諾、承知	(a) 裁判所は、
る者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を確保するために必要な措置(情報の保護に関	規定に従って提供される援助を求めることとの関連で、被害者及び証人となる可能	る限度においては、この限りでない。	『求の裏付けとなる文書を秘密のものとして取り扱う。ただし、請求内容	ては、手続及び証拠に関する規則に従って行う。	こによって行う。	4しくは裁判所の常用語のうちの一によって行い、又はこれらの言語のう	こなる文書については、被請求国が批准、受諾、承認又は加入の際にした	うすることができる。	コには、(a)の規定の適用を妨げない限りにおいて、国際刑事警察機構又は	&の変更については、手続及び証拠に関する規則に従って行う。	承認又は加入の際に指定する他の適当な経路を通じて送付する。	締約国に対して協力を求める権限を有する。このような請求については、外交上の経路又

 第及び権限の行使を妨げた場合には、裁判所は、その旨の認定を行うことができるものとし、締約国会議 7 締約国がこの規程に反して裁判所による協力の請求に応ぜず、それにより裁判所のこの規程に基づく任 6 裁判所は、政府間機関に対して情報又は文書の提供するよう求めることができる。 た 、 の取極又は協定に基づくその他の形態の協力及び援助であって当該機関との合意によって定める うな機関の権限又は任務に基づくその他の形態の協力及び援助であって当該機関との合意によって定める うな機関の権限又は任務に基づくその他の形態の協力及び援助であって当該機関との合意によって定める うな機関の権限又は任務に基づくその他の形態の協力及び援助であって当該機関との合意によって定める うな機関の権限又は任務に基づくその他の形態の協力及び援助であって当該機関との合意によって定める うな機関の権限又は任務に基づくその他の形態の協力及び援助であって当該機関との合意によって定める うな機関の権限又は任務に基づくその他の形態の協力及び援助であって当該機関との合意によって定める うな機関の権限又は任務に基づくその他の形態の協力及び援助であって当該機関との合意によって定める 	務及び権限の行使を妨げた場合には、裁判所は、その旨の認定を行うが被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安が被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安まって提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。 (a) 裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取し、裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取し、当該判所は、この規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取し、教判所は、政府間機関に対して情報又は文書の提供するよう求めることがでものを要請することができる。 (b) 裁判所は付託されたものであるときは安全保障理事会に対し、その表判所は、ごの規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取し、当該国がこの規程の総約国でない国であって裁判所は、この部の規定にする指置を含む。)をとることができる。
7 締約国がこの規程に反して裁判所による協力の請求に応ぜず、それにより裁判所のこの規程に基づく任が被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を保護する方法にが被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を保護する方法にする状態の権限又は任務に基づく清求に協力しない場合には、締約国会議又はこの事案が安全保障理事会によって裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定を締結したものがこれらし、裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定を締結したものがこれらって裁判所に付託されたものであるときは安全保障理事会に対し、その旨を通報することができる。 て裁判所に付託されたものであるときは安全保障理事会に対し、その旨を通報することができる。 で裁判所に付託されたものであるときは安全保障理事会に対し、その旨を通報することができる。 ものを要請することができる。	7 締約国がこの規程に反して裁判所による協力の請求に応ぜず、それにより裁判所のこの規程に基づく任が被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を保護する方法によって提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。 6 裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定その他の適当な根拠に 「、裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定その他の適当な根拠に 」とつて提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。 6 裁判所は、この規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取極又は協定を締結したものがこれら の取極又は協定に基づく請求に協力しない場合には、締約国会議又はこの事案が安全保障理事会によっ て裁判所に付託されたものであるときは安全保障理事会に対し、その旨を通報することができる。 7 締約国がこの規程に対して情報又は文書の提供を要請することができる。また、裁判所は、そのような機関の権限又は任務に基づくその他の形態の協力及び援助であって当該機関との合意によって定める ものを要請することができる。
 する指置を含むし、をとることができる。 ものを要請することができる。 ものを要請することができる。 	 6 裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との守意によって定める 5 (a) 裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定と基づくその他の形態の協力及び援助であって当該機関との合意によって提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。 (b) 裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定その他の適当な根拠に 基づき、この部の規定に従って援助を提供するよう求めることができる。 (b) 裁判所は、この規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取極又は協定を締結したものがこれらのの取極又は協定に基づく請求に協力しない場合には、締約国会議又はこの事案が安全保障理事会によっ の取極又は協定に基づく清報又は文書の提供するよう求めることができる。また、裁判所は、そのような機関の権限又は任務に基づくその他の形態の協力及び援助であって当該機関との合意によって定めるうな機関の権限又は任務に基づくその他の形態の協力及び援助であって当該機関との合意によって定めるものを要請することができる。
 6 裁判所は、政府間機関に対して情報又は文書の提供を要請することができる。また、裁判所は、そのよち(a) 裁判所は、この規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取極又は協定とあって規判所は、この規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取極又は協定その他の適当な根拠によって提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。 6 裁判所は、ごの規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取極又は協定その他の適当な根拠にする計画をは広に基づく請求に協力しない場合には、締約国会議又はこの事案が安全保障理事会によって裁判所は、政府間機関に対して情報又は文書の提供を要請することができる。 6 裁判所は、政府間機関に対して情報又は文書の提供を要請することができる。 5 (a) 裁判所は、この規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取極又は協定を締結したものがこれらの取極又は協定に基づく請求に協力しない場合には、統約国会議又はこの事案が安全保障理事会によってきる。 7 (a) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c	うな機関の権限又は任務に基づくその他の形態の協力及び援助であって当該機関との合意によって定める 5(a) 裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定を締結したものがこれら あづき、この部の規定に従って援助を提供するよう求めることができる。 まづき、この部の規定に従って援助を提供するよう求めることができる。 で裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定を締結したものがこれら の取極又は協定に基づく請求に協力しない場合には、締約国会議又はこの事案が安全保障理事会によっ て裁判所は、政府間機関に対して情報又は文書の提供を要請することができる。 で裁判所は、政府間機関に対して情報又は文書の提供を要請することができる。 で裁判所は、政府間機関に対して情報又は文書の提供を要請することができる。 の取極又は協定に基づくその他の形態の協力及び援助であって当該機関との合意によって定める ためような機関の権限又は任務に基づくその他の形態の協力及び援助であって当該機関との自定した。 の取極又は協定に基づく請求に協力しない場合には、お約国の取極又は協定を締結したものがこれら の取極又は協定に基づく請求に協力しない国であって裁判所と特別の取極又は協定を締結したものできる。 ためがこれらのがによって援助を追求することができる。 の取極又は協定に基づく請求に協力しない場合には、統約国会に対し、その旨を通報することができる。 の取極又は協定に基づく請求に協力しない国であって裁判所と特別の取極又は協定を締結したものがこれら の求した。 の取極又は協定に基づく請求に協力しない国に対し、当該国との特別の取極又は協定を総結したものがこれら のがこれらのができる。
 6 裁判所は、政府間機関に対して情報又は文書の提供を要請することができる。また、裁判所は、そのよ が被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を保護する方法に する措置を含む。 をとることができる。 6 裁判所は、この規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取極又は協定を締結したものがこれら の取極又は協定に基づく請求に協力しない場合には、締約国会議又はこの事案が安全保障理事会によっ て裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定その他の適当な根拠に する措置を含む。 をとることができる。 	 6 裁判所は、政府間機関に対して情報又は文書の提供を要請することができる。また、裁判所は、そのよが被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を保護する方法によって提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。 (b) 裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定その他の適当な根拠に基づき、この部の規定に従って援助を提供するよう求めることができる。 (b) 裁判所は、この規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取極又は協定その他の適当な根拠にする大法によって提供され、この規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取極又は協定を締結したものがこれらの取極又は協定に基づく請求に協力しない場合には、締約国会議又はこの事案が安全保障理事会によって裁判所に付託されたものであるときは安全保障理事会に対し、その旨を通報することができる。 (b) 裁判所は、この規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取極又は協定を締結したものがこれらの取極又は協定に基づく請求に協力しない場合には、締約国会議又はこの事案が安全保障理事会によって裁判所は、この部の規定に基づいて入手することができる。
て裁判所に付託されたものであるときは安全保障理事会に対し、その旨を通報することができる。 5(a) 裁判所は、この規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取極又は協定を締結したものがこれらし、裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定その他の適当な根拠によって提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。 て裁判所は、この規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取極又は協定を締結したものがこれらが被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を保護する方法にする措置を含む。」をとることができる。	 て裁判所に付託されたものであるときは安全保障理事会に対し、その旨を通報することができる。 する措置を含む。)をとることができる。裁判所は、この規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取極又は協定その他の適当な根拠によって提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。 (b) 裁判所は、この規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取極又は協定を締結したものがこれらあです。 (b) 裁判所は、この規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取極又は協定を締結したものがこれらの取極又は協定に基づく請求に協力しない場合には、統約国会議又はこの事案が安全保障理事会によっの取極又は協定に基づく請求に協力しない場合には、統約国会議又はこの事案が安全保障理事会にようが被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を保護する方法によって提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。 (b) 裁判所は、この規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取極又は協定を締結したものがこれらの取極又は協定に基づく請求に協力しない場合には、統約国会議又はこの事案が安全保障理事会によって裁判所は、この部の規定に基づいて入手することのできる情報する措置を含む。)を通報することができる。
 の取極又は協定に基づく請求に協力しない場合には、締約国会議又はこの事案が安全保障理事会によっち(a) 裁判所は、この規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取極又は協定を締結したものがこれらよって提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。 (b) 裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定その他の適当な根拠によって提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。 の取極又は協定に基づく請求に協力しない場合には、統約国会議又はこの事業が安全保護する方法にが被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を保護する方法にする指置を含む。) をとることができる 素半月に この音の規定に基づいて7号することのできる情報 	 の取極又は協定に基づく請求に協力しない場合には、締約国会議又はこの事案が安全保障理事会によっする措置を含む。)をとることができる。裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定その他の適当な根拠によって提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。 (b) 裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定その他の適当な根拠にする措置を含む。)をとることができる。裁判所は、この部の規定に基づいて入手することのできる情報
 (b) 裁判所は、この規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取極又は協定を締結したものがこれらち(a) 裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定その他の適当な根拠によって提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。 (b) 裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定その他の適当な根拠にする措置を含む。 	 (b) 裁判所は、この規程の締約国でない国であって裁判所と特別の取極又は協定を締結したものがこれらち(a) 裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定その他の適当な根拠によって提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。 (b) 裁判所は、この規程の締約国でない国であって裁判所は、この部の規定に基づいて入手することのできる情報する措置を含む。)をとることができる。裁判所は、この部の規定に従って援助を提供するよう求めることができる。
王づき、この部の規定に従って援助を提供するよう求めることができる。 「う(a) 裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定その他の適当な根拠によって提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。 が被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を保護する方法にする措置を含む。」をとることかできる。 まギ戸に、この音の規算によって見することのできる情報 する措置を含む。」をとることかできる。 まやりに、この音の規算によって見することのできる情報 ちょうちょうでは、ためるのは、この音の規算によって見ます。 ちょうてきる。 ちょうちょうできる。 ちょうちょうできる。 ちょうちょうできる。 ちょうちょうできる。 ちょうちょうできる。 ちょうちょうせょう ちょうてきる。 ちょうちょうできる。 ちょうちょうでは、ためるのはないは、 ちょうるのものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	 「あづき、この部の規定に従って援助を提供するよう求めることができる。 「の報判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定その他の適当な根拠によって提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。 「あ判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定その他の適当な根拠によって提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。
5(3) 裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定その他の適当な根拠によって提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。が被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を保護する方法にする推置を含む。) をとることができる。 素半戸に この音の規算に基づいてノヨすることのできる情報	5(a) 裁判所は、この規程の締約国でない国に対し、当該国との特別の取極又は協定その他の適当な根拠にが被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を保護する方法にする措置を含む。)をとることができる。裁判所は、この部の規定に基づいて入手することのできる情報
よって提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。が被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を保護する方法にする推置を含む。」をとることができる。素半別に、この音の規定に基づいてノヨすることのできる情報	よって提供され、及び取り扱われるよう要請することができる。が被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を保護する方法にする措置を含む。)をとることができる。裁判所は、この部の規定に基づいて入手することのできる情報
が被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を保護する方法にする推置を含む。」をとることかできる。素半別に、この音の規定に基づいてノヨすることのできる情報	が被害者及び証人となる可能性のある者並びにこれらの者の家族の安全又は心身の健康を保護する方法にする措置を含む。)をとることができる。裁判所は、この部の規定に基づいて入手することのできる情報
をとることかてきる。 表半 戸に この音の 規定に	をとることができる。裁判所は、この部の規定に
いいついい。 家族のの 支持行れ、 いつ 取つ見 三 こ	

又はこの事案が安全保障理事会によって裁判所に付託されたものであるときは安全保障理事会に対し、そ
の問題を付託することができる。
第八十八条(国内法の手続の確保)
締約国は、自国の国内法の手続がこの部に定めるすべての形態の協力のために利用可能であることを確保
する。
第八十九条 裁判所への人の引渡し
1 裁判所は、ある者の逮捕及び引渡しの請求を第九十一条に規定するその裏付けとなる資料とともに、当
該者がその領域に所在するとみられる国に対して送付することができるものとし、当該者の逮捕及び引渡
しにおいて当該国の協力を求める。締約国は、この部の規定及び自国の国内法の手続に従って逮捕及び引
渡しの請求に応ずる。
2 引渡しを求められた者が第二十条に規定する一事不再理の原則に基づいて国内裁判所に異議の申立てを
行う場合には、被請求国は、受理許容性についての関連する決定が行われているか否かを確認するために
直ちに裁判所と協議する。事件を受理することが決定されているときは、被請求国は、請求された引渡し

_____ 五.

4 被請求国は、裁判所への引渡しを求められており、 着陸から九十六時間以内に受領されない限り、 になるまで護送される者を抑留する。ただし、
な 求 かる 国 ら
第九十条 請求の競合定を行った後に裁判所と協議する。
前条の規定に基づいて裁判所からある者の引渡しの請求を受ける締
求める犯罪の基礎を構成する同一の行為に関し、
る場合には、
 1 2 請求国が締
(a) 裁判所が、
り、かつ、

深内な義務とすちる場合であって、 求国は、2(a)に規定する決定が行わ 北国は、2(a)に規定する決定が行わ 北国は、2(a)に規定する決定が行わ 北国は、1の規定に基づく被請求国からの犯罪人引渡しを行う国際的な義務を するときは、裁判所からの引渡しの請 求国は、自国がこの規程の締約国 であって裁判所が事件 とき。	行う国	6 被詩	裁量に	5 4 に	してい	ての	4 被請	行わな	るもの	所によ	3 被請	(b) 裁	いろ
本の 一世を決定する。 四本をの の 市求を優先する。 本でない 市求を優先する。 本でない 市求を優先する。 本でない 市求を優先する。 本でない 市求を優先する。 本でして 本でない 市求を優先する。 本でして 本 して 本 し 本 し	1次に切いを安かい二月十、0号へつで	自国がこの規程		!規定する場合であって裁判	るときは、裁判所からの	1罪人引渡しを行う国際的な	求国は、	いものとする。	の、裁判所が事件を受理	る決定がなされるまでの問	求国は、	判所が1の	とき。
	我们所が事件を受理するこ	の締約国でない請求国に対して1に規定する者に			5渡しの請求を優先する。	い場合であって、	かつ、		では、1に	請求国からの犯罪人引渡しの請求	自国		

一 一 七

に裁かに被求	(a) それぞれの請求の日付(b) それぞれの請求の日付(c) その決定に当たり、次の事項を含むすべての関連する事項を考慮する。	裁判所に引き渡すか又は請求国に対して当該者についての犯罪人引渡しを行うかを決定する。被請求国
--------	--	--

一 一 八

☆請求国における引渡しの手続に関する要件を満たすために必要は及び性質に特別の考慮を払う。	4 市 成 び 引渡しを求める者について記述されている情報であって当該 市 な が の 犯 二 十 八条の規定に従って 予 審 裁 判 部 に よって 行 う。 緊 急の場合には 、 本 一 条 、 速 捕 及 び 引渡しを 拒 否 す る 場 合 に は 、 文 書 に よって 行 う 。 緊 急 の 場 の に そ の 指 大 で で で あ 、 文 書 に よ の 京 来 急 の 場 合 に は っ 二 、 文 書 に よ の 志 た を 条 件 と し て 、 文 書 に よ の 京 察 急 の 場 の 伝 に よ っ て 子 。 察 急 の 場 合 に は っ て う 。 察 急 の 場 合 に は っ て う 。 察 急 の 場 合 に は っ て う 。 察 急 の 場 合 に よ っ て う 。 察 急 の 場 合 に は っ て う 。 察 急 の 場 の 志 ら た こ ち の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	(c)	(b)	さ	(a)	には、	2 第	できる。	を通	1 逮捕		が 請	8 被	大	
奥 南 市 求 の 内 容 部 に よ り 速 捕 状 が 発 七 ら の 次 客 高 の 切 の 物 不 行 う 。 緊 急 の 場 合 に は 、 裁 判 所 に そ の 指 状 が 発 せ ら れ に に む 記 録 を 送 付 寸 る こ 、 又 は こ れ ら に よ っ 記 録 を 送 付 寸 る こ 、 又 は こ れ ら に よ っ て 行 う 。 緊 急 の 場 合 に は 、 、 又 は こ れ ら に よ っ て い う 。 緊 急 の 場 合 に は 、 、 て 前 に そ の 明 后 に は 、 、 新 一 、 て い う 。 緊 急 の 場 合 に は 、 清 朝 一 で ち っ て 当 該 者 で 、 ち む こ こ っ て 、 満 の の の て 当 志 書 で 、 う に よ っ て 当 志 書 で 、 う で 、 う で 、 う で 、 う で 、 、 、 て 、 、 、 、 、 て 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	れている情報であって当該者の 連報の後に裁判所にその拒否の すずの内容 文書により逮捕状が発せられてい うて行う。緊急の場合には、請 前求の内容 前により逮捕状が発せられてい 請 前によって裏	被請求国における引渡	状 の 写	在	引渡しを求める者に、	当該請求に	五十八条の規定に従る	る。	じて確認されることを	捕及び引渡しの請求は		求国への	請求国は、この	性及び性質に特別の考	
す っら発 を場 にが すた うい 送合 そ事 でにせ 送合 そ事 の まって る で 近 の 裏 い こ 請 の 理	っら発を場にが を場そい そこせ送合 そ事 でにするでの件 ででするででで ででするででで でででする。 でででででででです。 ででででででででです。 でででででででででで	及しの手続に関する要性		r報	いて記述されている情	次のものを含め、	て予審裁判部により逮			書面によっ	〈び引渡しの請求の内容	を拒否する場合には、	紀定に基づく通報の後に	「慮を払う。	
	ないことを決定し、 たてきる。 ができる、 ができる。 できる、 ができる。 に 十分なもの及び し で し、	件を満たすために必要な			旧報であって当該者の特	又はこれらによって裏付	発せられてい		4る記録を送付すること	諸	谷				

一 一 九

	泆	般	4		(d)	(c)	(b)	(a)	め	3			
第九十二条 仍還拆	要	又は個別の	締約国は、裁判所の要請により、2位の規定に基づいて適用する自国の国内法に定める要件に関し、一	に刑に服した期間及び服すべき残りの期間に関する説明	引渡しを求める者が刑の言渡しを受けている場合には、刑の言渡し書の写し並びに拘禁刑のときは既	引渡しを求める者が有罪判決にいう者であることを証明する情報	有罪判決の写し	当該者に係る逮捕状の写し	、又はこれらによって裏付ける。	既に有罪の判決を受けた者の逮捕及び引渡しの請求の場合には、当該請求については、次のものを含	も負担を重くすべきではなく、また、可能なときは、裁判所の特性を考慮して軽くすべきである。	の要件は、被請求国と他の国との間の条約又は取極に基づく犯罪人引渡しの請求に適用される要件より	

	_ .	3		<i>,</i> ,						2	求	1
者は、被請求国の法律が許容する場合には、当該期限の満了前に引き渡されることに同意することができ	則に定める期限までに受領しなかった場合には、仮に逮捕した者を釈放することができる。ただし、当該	被請求国は、前条に規定する引渡しの請求及びその請求の裏付けとなる文書を手続及び証拠に関する規	(d) 当該者の引渡しの請求を行うこととなる旨の説明	(c) 当該者に係る逮捕状又は有罪判決が存在することに関する説明	時及び場所を含む。)に関する簡潔な説明	b 当該者の逮捕が求められる犯罪及びこれらの犯罪を構成するとされる事実(可能な場合には犯罪の日)	される所在地に関する情報	 ・ ・ ・	る。 ろ。	仮逮捕の請求については、文書による記録を送付することができる媒体によって行い、次のものを含め	の裏付けとなる文書を提出するまでの間、仮逮捕の請求を行うことができる。	裁判所は、緊急の場合において、引渡しを求める者について、前条に規定する引渡しの請求及びその請

 4 引渡しを求められている者が3の規定に基づいて釈放されたことは、その後に引渡しの請求及びその請求の裏付けとなる文書が送付される場合において、当該者を逮捕し、引き渡すことを妨げるものではない。 1 締約国は、この部の規定及び国内法の手続に従い、捜査及び訴追に関連する次の援助の提供についての裁判所による請求に応ずる。 (a) 人の特定及び人の所在又は物の所在地の調査
い求る

3	``	• T	2		(-)		(-)		(\cdot)	/• `		1 ->
1	する	先 立	裁	被請	(1)	定し、	(k)	(j)	(i)	(h)	(g)	(f)
の規定に従って提出される請求に詳述されている援助に係る特定の措置の実施が、被請求国において	いかなる制限も課されないとの保証を与える権限を有する。	ついかなる作為又は不作為についても裁判所によって訴追されず、拘束されず、又は身体の自由に対	判所は、裁判所に出頭する証人又は専門家に対し、これらの証人又は専門家が被請求国からの出国に	『求国の法律が禁止していないものを行うこと。	裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の捜査及び訴追を容易にするため、その他の形態の援助であって	、追跡し、及び凍結又は差押えをすること。	善意の第三者の権利を害することなく、最終的な没収のために犯罪の収益、財産、資産及び道具を特	被害者及び証人の保護並びに証拠の保全	記録及び文書(公式の記録及び文書を含む。)の提供	捜索及び差押えの実施	場所の見分(墓所の発掘及び見分を含む。)	7に規定する者の一時的な移送

ができる。皮青衣国は、欠りi)及びii)の条牛が満たされる易合こよ、当该者を多差することができる。
7(a) 裁判所は、特定、証言の取得その他の援助のため、拘禁されている者の一時的な移送を請求すること
やかに通報する。
6 被請求国は、援助についての請求を拒否する場合には、その拒否の理由を裁判所又は検察官に対して速
裁判所又は検察官は、条件が付された援助を受け入れる場合には、その条件を遵守する。
ことができるか否か又は後日若しくは他の方法によって援助を提供することができるか否かを検討する。
5 被請求国は、1⑴に規定する援助についての請求を拒否する前に、特定の条件を付して援助を提供する
二条の規定に基づいて援助についての請求の全部又は一部を拒否することができる。
4 締約国は、自国の安全保障に関連する文書の提出又は証拠の開示についての請求の場合にのみ、第七十
は、裁判所は、請求に対して必要な修正を行う。
付して与えることができるか否かを考慮すべきである。協議を経ても問題を解決することができないとき
決に努めるために裁判所と速やかに協議する。この協議においては、援助を他の方法によって又は条件を
一般的に適用される現行の基本的な法的原則に基づいて禁止されている場合には、被請求国は、問題の解

9(ai) 締約国は、引渡し又は犯罪人引渡し以外に係る請求に関し、裁判所から受ける請求と国際的な義務
に手続及び証拠に関する規則に従って証拠として用いることができる。
ことに同意することができる。その場合には、これらの文書又は情報は、第五部及び第六部の規定並び
(c) 被請求国は、その発意により又は検察官の要請により、その後にそのような文書又は情報を開示する
S°
る。検察官は、これらの文書及び情報については新たな証拠を取得するためにのみ用いることができ
(b) 被請求国は、必要な場合には、検察官に対し文書及び情報を秘密のものとして送付することができ
秘密を確保する。
8(a) 裁判所は、請求において記載されている捜査及び手続に必要となる場合を除くほか、文書及び情報の
を被請求国に遅滞なく送還する。
(b) 移送される当該者は、引き続き拘禁される。裁判所は、移送による目的が満たされたときは、当該者

 当該者が移送について事情を知らされた上で任意に同意すること。

______ 五.

 a 裁判所による捜査又は裁判の過程において得られた陳述、文書その他の形態の証拠の送付し(i (aに規定する援助には) 特に次のものを含む。)い見たい。そういた、手になりっついてい。供することができる。 法に定める重大な犯罪を構成する行為について捜査又は裁判を行う当該納約国に協力し		該第三国又は国際機関に対して行う。	するものである場合には、被請求国は、その旨を裁判所に通報するものとし、裁判所は、その請	b 裁判所からの請求が国際約束によって第三国又は国際機関の管理の下にある情報、財産又は個	て解決する。	⑴ ⑴の規定による解決が得られないときは、競合する請求については、第九十条に定める原則に従っ	るよう努める。	応じていずれかの請求を延期し、又はいずれかの請求に条件を付することによって双方の請求に応ず	に基づいて他の国から受ける請求とが競合する場合には、裁判所及び当該他の国と協議の上、
の 送 付	及 ひ 援 助 を	談		その請求を当	財産又は個人に関		る原則に従っ		の請求に応ず	の上、必要に

一 二 七

を検討すべきである。
2 1の規定に従って延期の決定が行われる場合であっても、検察官は、前条1①の規定に基づき証拠を保
全する措置を求めることができる。
第九十五条 受理許容性についての異議の申立ての際の請求内容の実施の延期
裁判所が第十八条又は第十九条の規定に従い受理許容性についての異議の申立てを審議している場合に
は、被請求国は、この部の規定に基づく請求内容の実施を裁判所による決定がなされるまでの間延期するこ
とができる。ただし、裁判所がこれらの条の規定に従い検察官が証拠の収集を行うことができることを特に
決定している場合は、この限りでない。
第九十六条(第九十三条に規定する他の形態の援助についての請求の内容
1 第九十三条に規定する他の形態の援助についての請求は、書面によって行う。緊急の場合には、請求
は、第八十七条1(1)に定める経路を通じて確認されることを条件として、文書による記録を送付すること
ができる媒体によって行うことができる。
2 請求については、該当する場合には、次のものを含め、又はこれらによって裏付ける。

<u>一</u> 二 八

		4			3				, .			<i>,</i> .
締約		۲	法に定	般的	締	(f)	(e)	(d)	(c)	い	(b)	(a)
国は、この部の規定に基づく請求であって、その関係において、その請求内容の実施を遅らせ、又は	第九十七条 協議	の条の規定は、必要な場合には、裁判所に対してなされる援助についての請求にも適用する。	足める個別の要件を裁判所に通報する。	に又は個別の事項について裁判所と協議する。その協議の過程において、当該締約国は、自国の国内	約国は、裁判所の要請により、2億の規定に基づいて適用する自国の国内法に定める要件に関し、一	求める援助が提供されるためのその他の関連情報	請求内容を実施するために被請求国の法律に従って必要とされる情報	従うべき手続又は要件の理由及び詳細	請求の基礎となる重要な事実の簡潔な説明	ずれかの者又は場所の所在地又は特定に関するもの	求める援助が提供されるための可能な限り詳細な情報であって、発見し又は特定しなければならない	請求の目的及び求める援助の簡潔な説明(請求の法的根拠及び理由を含む。)

妨げるおそれのある問題があると認めるものを受けるときは、この事態を解決するために裁判所と遅滞なく
協議する。この問題には、特に次のようなものを含めることができる。
(a) 当該請求内容を実施するためには情報が不十分であること。
(b) 引渡しの請求のときは、最善の努力にもかかわらず引渡しを求められている者を発見することができ
ないという事実又は行われた捜査により被請求国にいる者が明らかに令状に示された者でないと判断さ
れたという事実
(c) 被請求国が当該請求内容をそのままの形態によって実施することが他の国との関係において負ってい
る既存の条約上の義務に違反し得るという事実
第九十八条 免除の放棄及び引渡しへの同意に関する協力
1 裁判所は、被請求国に対して第三国の人又は財産に係る国家の又は外交上の免除に関する国際法に基づ
く義務に違反する行動を求めることとなり得る引渡し又は援助についての請求を行うことができない。た
だし、裁判所が免除の放棄について当該第三国の協力をあらかじめ得ることができる場合は、この限りで
ない。

4	3	送	2	ス	4	n	1		て	1	国	2
検察官は、この部の他の条の規定の適用を妨げることなく、強制的な措置によることなく実施すること	被請求国の回答については、その国元来の言語及び様式により送付する。	送付する。	緊急の請求の場合には、これに応じて提供する文書又は証拠については、裁判所の要請により、早急に	₹°	されている者が実施の過程に立ち会い、及びこれを補助することを認めることを含む。)により実施す	り、請求において特定されている方法(請求において示されている手続に従うこと又は請求において特定	援助についての請求は、被請求国の法律の関連する手続に従い、当該法律によって禁止されていない限	第九十九条 第九十三条及び第九十六条の規定に基づく請求内容の実施	でない。	し、裁判所が引渡しへの同意について当該派遣国の協力をあらかじめ得ることができる場合は、この限り	 際約束に基づく義務に違反する行動を求めることとなり得る引渡しの請求を行うことができない。ただ	裁判所は、被請求国に対して派遣国の国民の裁判所への引渡しに当該派遣国の同意を必要とするという

な場合には、いずれかの国の(当該請求内容を実施するた	な場合には、いずれかの国の
な場合には、いずれかの国の領域において当該請求内容を次のとおり直接実施することができる。行うことを含む。)及び公共の場所を変更することなく見分を行うことを含む。)の効果的な実施に必要(当該請求内容を実施するために不可欠である場合には被請求国の当局の立会いを伴うことなくこれらを	いずれかの国の領域において当該請求内容を次のとおり直接実施することができる。
	被請求国がその領域において犯罪が行われたとされる国であり、
〈理許容性の決定が行われている場合には、検察官は、対「がその領域において犯罪が行われたとされる国であり、	に従って受理許容性の決定が行われている場合には、検察官は、她被請求国がその領域において犯罪が行われたとされる国であり、
求内容を直接実施することができる。 〈理許容性の決定が行われている場合には、検察官は、她 がその領域において犯罪が行われたとされる国であり、	後、当該請求内容を直接実施することができる。に従って受理許容性の決定が行われている場合には、検察官は、対被請求国がその領域において犯罪が行われたとされる国であり、
(する場合以外の場合には、検察官は、被請求国との協議: 求内容を直接実施することができる。/理許容性の決定が行われている場合には、検察官は、妹Iがその領域において犯罪が行われたとされる国であり、	 (aに規定する場合以外の場合には、検察官は、被請求国との協議後、当該請求内容を直接実施することができる。 (被請求国がその領域において犯罪が行われたとされる国であり、
関心に従って当該請求内容を実施することができる。被定する場合以外の場合には、検察官は、被請求国との協議 求内容を直接実施することができる。 理許容性の決定が行われている場合には、検察官は、妹 がその領域において犯罪が行われたとされる国であり、	な条件又は関心に従って当該請求内容を実施することができる。(a)に規定する場合以外の場合には、検察官は、被請求国との協後、当該請求内容を直接実施することができる。後、当該請求内容を直接実施することができる。
(施について問題があると認めるときは、この事態を解決する場合以外の場合には、検察官は、被請求国との協定する場合以外の場合には、検察官は、被請求国との協定が存を直接実施することができる。)がその領域において犯罪が行われたとされる国であり	求内容の実施について問題があると認めるときは、この事態を解え、当該請求内容を直接実施することができる。(a)に規定する場合以外の場合には、検察官は、被請求国との協後、当該請求内容を直接実施することができる。 ゆうけん しんしん しんしょう しょう しょうしょう しょう しょう しょう しょうしょう しょう しょ
〈施について問題があると認めるときは、この事態を解れていて問題があると認めるときは、この事態を解決内容を直接実施することができる。 「求内容を直接実施することができる。 「がその領域において犯罪が行われたとされる国であり	る。 る。 る。 の に が の の に が た の の に 従 っ て 受 理 許 容 性 の 決 定 が 行 お れ て い る 場 合 に は 、 検 察 官 は 、 被 請 求 内 容 を 直 接 実 施 す る こ と が で き る。 の 勝 に は 、 の 家 に 説 就 求 内 容 を 直 接 実 施 す る こ と が で き る。 の 勝 で に は 、 検 察 官 は 、 被 請 求 内 容 を 直 接 案 施 す る こ と が で き る。 の の の の の の の の の の の の の の の の の の
(取し、又は尋問した者に対して国家の安全保障に関連がその領域において犯罪が行われたとされる国でありがその領域において犯罪が行われたとされる国であり	 (a) 被請求国がその領域において犯罪が行われたとされる国であり (b) (a)に規定する場合以外の場合には、検察官は、被請求国との協定 (b) (a)に規定する場合以外の場合には、検察官は、被請求国との協定 (c) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4

2	(f)	(e)	(d)		(c)	(b))	(a)	か	1		施	
1の規定は、適当な場合には、締約国による裁判所に対する請求について適用する。この場合におい	請求内容の実施から生ずる可能性のある特別の費用であって協議によって認められるもの	拘束を行う国によって裁判所に引き渡される者の護送に関する費用	裁判所が請求する専門家の意見又は報告に係る費用	費	裁判官、検察官、次席検察官、裁判所書記、裁判所次席書記及び裁判所の機関の職員の旅費及び滞在	翻訳、通訳及び反訳に係る費用	に関する費用	証人及び専門家の旅費及び安全に関する費用又は第九十三条の規定に基づく拘禁されている者の移送	当該被請求国が負担する。	被請求国の領域内において請求内容の実施に要する通常の費用は、裁判所が負担する次の費用を除くほ	第百条 費用	についても、適用する。	

三四

	第十部 刑の執行
	第百三条 拘禁刑の執行における国の役割
1 (a)	拘禁刑は、刑を言い渡された者を受け入れる意思を裁判所に対して明らかにした国の一覧表の中から
1.15	裁判所が指定する国において執行される。
(b)	国は、刑を言い渡された者を受け入れる意思を宣言する際に、裁判所が同意し、かつ、この部の規定
	に適合した受入れについての条件を付することができる。
(c)	個別の事件に関して指定された国は、裁判所の指定を受け入れるか否かを裁判所に対して速やかに通
	報する。
2 (a)	刑を執行する国は、拘禁の期間又は程度に実質的に影響を及ぼし得るあらゆる状況(1の規定に従っ
	て合意された条件の実施を含む。)を裁判所に通報する。裁判所に対する既知の又は予想し得るそのよ
_	うな状況についての通報は、少なくとも四十五日前までに行う。その間、刑を執行する国は、第百十条
	に規定する義務に違反するおそれのある行動をとってはならない。
(b)	裁判所は、(a)に規定する状況について同意することができない場合には、その旨を刑を執行する国に

____ 三 五.

	通報するとともに、次条1の規定に基づいて手続を進める。
3	裁判所は、1の規定に基づく指定を行う裁量を行使するに当たり、次の事項を考慮する。
(a)	③ 締約国が手続及び証拠に関する規則に定める衡平な配分の原則に従い拘禁刑を執行する責任を共有す
	べきであるとの原則
(b)	の 被拘禁者の処遇を規律する広く受け入れられている国際条約上の基準の適用
(c)	C 刑を言い渡された者の意見
(d)	の 刑を言い渡された者の国籍
(e)	④ 犯罪若しくは刑を言い渡された者の事情又は効果的な刑の執行に関するその他の要素であって刑を執
	行する国を指定するに当たり適当と認めるもの
4	いずれの国にも1の規定に基づく指定がなされない場合には、拘禁刑は、第三条2に規定する本部協定
17	に定める条件に従い、接受国が提供する刑務所において執行される。その場合には、拘禁刑の執行によっ
7	て生ずる費用は、裁判所が負担する。
	第百四条 刑を執行する国の指定の変更

オた者かその	1 2 ができる。 第百五条 第一方方子 第二方子	1 裁判所は、
に省ぶらつこうな自立こと方がここと方がこれのない。	らっつ: 、 帝句国は、 、 、 、 らうない、 第百三条 1(b)の規定によりは、 第百五条 刑の執行を言い渡された者は、 裁判所に対し、	c,
ぶとつようよりなととううことをすずてまならない。 所のみが上訴及び再審の申立てについて決定する権限を有する。	、 毎月目は、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	他の国の开務戸に移送することを
庁うここをあげてまならない。の申立てについて決定する権限を有する。刑を執行する国は、いかなる場合にも当該拘禁刑を修正してはならない。	件として、	
9る国は、刑を言い渡さ	件として、締約国に対して拘束力をれることをいつでも申し立てること	いつでも決定することができる。

おける同様の犯罪に	ける同様の犯罪について有罪の判決を受けた被拘禁者に与えられる条件と同等のものとする。
3 刑を言い渡された	を言い渡された者と裁判所との間の連絡は、妨げられず、かつ、秘密とされる。
第百七条 刑	刑を終えた者の移送
1 刑を終えた者であ	を終えた者であって刑を執行する国の国民でないものについては、当該刑の終了後、刑を執行する国
の法律に従い、当該	法律に従い、当該者を受け入れる義務を有する国又は当該者を受け入れることに同意する他の国に移送
することができるも	することができるものとし、その際、これらの国に移送されることとなる当該者の希望を考慮する。
し、刑を執行する国	刑を執行する国が当該者に対してその領域内に引き続きとどまることを許可する場合は、この限りで
ない。	
2 いずれの国も1に	いずれの国も1に規定する者の1の規定に基づく他の国への移送に要する費用を負担しない場合には、
その費用は、裁判所	裁判所が負担する。
3 刑を執行する国は	を執行する国は、次条の規定に従うことを条件として、その国内法に従い、1に規定する者について
裁判又は刑の執行の	判又は刑の執行のために犯罪人引渡しを請求している国に犯罪人引渡しを行うことができる。
第百八条 他	他の犯罪の訴追又は処罰の制限

1 刑を執行する国によって拘禁されている刑を言い渡された者は、当該者が当該刑を執行する国に移送さ
れる前に行った行為について訴追、処罰又は第三国への犯罪人引渡しの対象とされない。ただし、当該刑
を執行する国の要請により、そのような訴追、処罰又は犯罪人引渡しが裁判所によって認められている場
合は、この限りでない。
2 裁判所は、1に規定する者の意見を聴取した後に1に規定する事項を決定する。
3 1の規定は、1に規定する者が裁判所によって科された刑を終えた後に刑を執行する国の領域内に任意
に三十日を超えて滞在している場合又は当該国の領域から離れた後に当該国の領域に戻る場合には、適用
しない。
第百九条 罰金及び没収に係る措置の実施
1 締約国は、自国の国内法の手続に従い、善意の第三者の権利を害することなく、第七部の規定に基づい
て裁判所が発する罰金又は没収の命令を執行する。
2 締約国は、自国が没収の命令を執行することができない場合には、善意の第三者の権利を害することな
く、裁判所が没収することを命じた収益、財産又は資産の価値を回復するための措置をとる。

三 九

3 財産又は不動産若しくは適当な場合にはその他の財産の売却による収益であって裁判所の判決を執行し	Ľ
た結果として締約国が取得したものは、裁判所に移転される。	
第百十条 減刑に関する裁判所の再審査	
1 刑を執行する国は、裁判所が言い渡した刑期の終了前にその刑を言い渡された者を釈放してはならな	な
دَ م	
2 裁判所のみが減刑を決定する権限を有する。裁判所は、1に規定する者の意見を聴取した後にこの事項	, 項
についての決定を行う。	
3 裁判所は、1に規定する者が刑期の三分の二の期間又は終身の拘禁刑の場合には二十五年間刑に服した	た
時に、減刑をすべきか否かを決定するためにこれらの刑を再審査する。このような再審査は、これらの時	诗
よりも前に行ってはならない。	
4 裁判所は、3に規定する再審査に当たり、次の一又は二以上の要素が存在すると認める場合には、減	刑
をすることができる。	
(a) 1に規定する者の裁判所の捜査及び訴追に協力するとの早い時期からの継続的な意思	

該者が刑に服していた国又は裁判所が指定した他の国に当該者を引き渡すよう指示することができる。
裁判所に対して第九部の規定に基づいて当該者の引渡しを求めるよう要請することができる。裁判所は、当
上、現行の二国間又は多数国間の取極に基づき当該者が所在する国に対して当該者の引渡しを請求し、又は
有罪の判決を受けた者が拘禁を逃れ、刑を執行する国から逃亡する場合には、当該国は、裁判所と協議の
第百十一条逃亡
再審査する。
後、手続及び証拠に関する規則に定める間隔を置いて及び同規則に定める基準を適用して、減刑の問題を
5 裁判所は、3の規定に基づく最初の再審査において減刑が適当でないと決定する場合であっても、その
大な状況の変化を証明するもの
(c) 手続及び証拠に関する規則に定めるその他の要素であって、減刑を正当化するのに十分な明白かつ重
ために提供する援助
るもの。特に、被害者の利益のために用いられる罰金、没収又は賠償の命令の対象となる資産の発見の
(b) 1に規定する者の自発的な援助であって、他の事件における裁判所の判決及び命令の執行を可能にす

	第十一部 締約国会議
	第百十二条 締約国会議
1	この規程によりこの規程の締約国会議を設置する。各締約国は、締約国会議において一人の代表を有す
るも	ものとし、代表は、代表代理及び随員を伴うことができる。その他の国であってこの規程又は最終文書
に	署名したものは、締約国会議においてオブザーバーとなることができる。
2 並	締約国会議は、次の任務を遂行する。
(a)	適当な場合には、準備委員会の勧告を検討し、及び採択すること。
(b)	裁判所の運営に関して裁判所長会議、検察官及び裁判所書記に対する管理監督を行うこと。
(c)	3の規定により設置される議長団の報告及び活動を検討し、並びにこれらについて適当な措置をとる
<u> </u>	ی لر ۱
(d)	裁判所の予算を検討し、及び決定すること。
(e)	第三十六条の規定に従い裁判官の人数を変更するか否かを決定すること。
(f)	第八十七条5及び7に規定する請求に協力しないことに関する問題を検討すること。

特別会合を開催する。この規程に別段の定めがある場合を除くほか、特別会合は、議長団の発意により又
6 締約国会議は、裁判所の所在地又は国際連合本部において年一回会合するものとし、必要な場合には、
合に出席することができる。
5 裁判所長、検察官及び裁判所書記又はこれらの代理人は、適当な場合には、締約国会議及び議長団の会
価し、及び調査するための独立した監督機関を含む。)を設置することができる。
4 締約国会議は、裁判所の効率性及び経済性を高めるため、必要に応じ、補助機関(裁判所を検査し、評
たって同会議を補助する。
(c) 議長団は、必要に応じ、少なくとも年一回会合する。議長団は、締約国会議が任務を遂行するに当
とを考慮して、代表としての性質を有するものとする。
(b) 議長団は、特に、配分が地理的に衡平に行われること及び世界の主要な法体系が適切に代表されるこ
の構成員から成る議長団を置く。
3(a) 締約国会議には、三年の任期で締約国会議によって選出される一人の議長、二人の副議長及び十八人
(g) その他の任務であってこの規程又は手続及び証拠に関する規則に適合するものを遂行すること。

一 四 三

__

1 締約国会議の公用語及び常用語は、国際連合総会の公用語及び常用語とする。
第十二部 財政
第百十三条 財政規則
裁判所及び締約国会議(議長団及び補助機関を含む。)の会合に関するすべての財政事項については、
示的に別段の定めがある場合を除くほか、この規程及び締約国会議が採択する財政規則によって規律する。
第百十四条 費用の支払
裁判所及び締約国会議(議長団及び補助機関を含む。)の費用については、裁判所の資金から支払う。
第百十五条 裁判所及び締約国会議の資金
裁判所及び締約国会議(議長団及び補助機関を含む。)の費用は、締約国会議が決定する予算に定めると
ころに従い、次の財源より充てる。
(a) 締約国が支払う分担金
(b) 国際連合総会の承認を受けて国際連合が提供する資金、特に安全保障理事会による付託のために要す
る費用に関連する資金

第百十六条 任意拠出金
裁判所は、前条の規定の適用を妨げることなく、追加的な資金として、締約国会議が採択する関連する基
準に従い、政府、国際機関、個人、法人その他の主体からの任意拠出金を受領し、及び使用することができ
న _°
第百十七条 分担金の額の決定
締約国の分担金については、合意する分担率に従って決定する。合意する分担率は、国際連合がその通常
予算のために採択した分担率を基礎とし、かつ、当該分担率が立脚する原則に従って調整される。
第百十八条 年次会計検査
裁判所の記録、帳簿及び決算報告(年次会計報告を含む。)については、独立の会計検査専門家が毎年検
査する。
第十三部 最終規定
第百十九条 紛争の解決
1 裁判所の司法上の任務に関する紛争については、裁判所の決定によって解決する。

西 の紙拿てあってこの規程の解釈又は適用 の紙拿てあってこの規程の解釈又は適用 で改正案を取り上げるか否かを決定する。 により正当化される場合には、検討会議を で改正案を取り上げるか否かを決定する。	り扱い、又は関	締約国の過半数	2 締約国会議は、	通報する。	いては、国際連	1 締約国は、こ	第百二十一条	この規程には、	第百二十条	国際司法裁判所	争を自ら解決するよう努め、	その開始から三	 その他の二以-
	又は関係する問題により正当化される場合には、検討会議を招集することができる。		通報の日から三箇月以後に開催するその次回の会合			約国は、この規程の効力発生から七年を経過した後、その改正を提案することができる。改正案につ		いかなる留保も付することができない。		への付託を含む。)について勧告を行うことができる		始から三箇月以内に解決されないものについては、締約国会議に付託する。締約国会議は、当該紛	の二以上の締約国間の紛争であってこの規程の解釈又は適用に関するもののうち、交渉によって

一 四 七

6 のは、改正の寄託の後 しは、 の脱当該 の後	のは 権 る の	は 権 る の	権るの	権を行使しの寄託の後	る犯罪であ	寄 託		5 第 五 条 か	受諾書の実	4 改正は、	場合には、	 3 綿糸国合
の は 、 改 を 犯 寄 第 諾 三 税 二 で の 条 ま 二 で の 条 の 、 で 、 む で の 、 で の 、 で の 、 で の 、 の の 、 、 の の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 、 、 の 、 の の の 、 の 、 の の 、 の 、 の の 、 の の の の の の の の の の の の の	の は 、 改 を 犯 寄 第 正 で の 条 志 書 に 、 改 で の 条 ま こ の 、 、 で の 、 、 で の 、 、 で の 、 の 、 、 で の 、 の の 、 の の 、 、 の の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 、 、 の の 、 、 の 、 の 、 の の 、 、 の 、 の 、 の の の 、 の 、 の の の の 、 の の の の の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の の の 、 の 、 の の の 、 の の の の の の の の の の の の の	は、 で で で で で で で で で で で で で	^権 る の 寄 第 王 ぞ 和 部 王 の 寄 第 王 書 の る 、 新 吉 二 の の 寄 、 新 吉 二 の の 寄 、 新 二 の の 寄 、 新 二 の の の 寄 、 新 二 の の の の の の の の の の の の の	権 るの寄 第五条の の寄 新 二 の の 寄 五 条 か ら の る の 寄 五 条 か ら の る の 寄 五 条 か ら の る の る 新 五 条 か ら の る の る の る の ち の の の の の の の の の の の の の	Q 第五条から 第五条から である	託 五 書 の 条 の 条 の 寄	五 書 条 の 寄	書 の 寄		は、	合には、	綿糸国会議の会合又は検討会議における改正の採択については
退当正行罪託五書 は該が使での条の 、改4しあ後か寄 第正のてっ一ら託	退 当 正 行 罪 託 五 書 の 条 の 条 の 、 な し て の 条 の 寄 に の 条 の 寄 に の る の ろ の ろ の の ろ の ろ の の の の の の の の の	当 正 行 罪 託 五 書 あ の 条 の 条 の る 、 る の る の る の る の る の る の る の る の の の の	正 行 罪 形 五 書 の 条 の 条 の る の る の る の る の る の る の る の る	行 罪 充 春 の 寄託 の 後 一 年	罪であって 王 書の寄託の	託 五 書	五書	書		は、	は、	新国会請の
は、第百二十七条1の規定にかかわらず、直ちに効力を生ずる。当該改正を受諾していない締約回の八分の七によって受諾された」であって、当該締約国の国民によって又は当該締約国の何であって、当該締約国の国民によって又は当該締約国の何であって、当該締約国の国民によって又は当該締約国の何であって、当該総合の後一年以内に通告を行うことによっての病約国について効力を生ずる。	は 該 か 使 で の 余 の の 余 の 、 や の 条 の 、 や 、 の 後 か ら 、 部 一 に の の 、 の の 、 の 、 の 、 の の 、 の の 、 の 、 の 、 の の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の の の の の 、 の の の の の の 、 の の の 、 の の の の の の の の の の の の の	該か使での余の 余の後一年の の の の の の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の の 後 の の 後 の の の の の の の の の の の の の	か使での余の余の 400歳の後一年の 500歳の 400歳の 500歳 500歳	使してはなの条形の後	であって、 の後一年で の後の寄託の後	の後一年での寄託の後	余から第八の寄託の後	の寄託の後				
、第百二十七条1の規定にかかわらず、直ちに効力を生ずる、あって、当該締約国の八分の七によって受諾されたときはしてはならない。してはならない。してはならない。 後一年で効力を生ずる。当該改正を受諾していない締約国にしてはならない。	第 正 の て て に 第 の た 前 の 規 な 、 で 所 の 成 て て て 第 の 元 て 不 第 の 元 て で 八 後 一 力 に ら 当 効 条 一	 ご ご ご こ こ<td> の に こ て て て て で 第 の 規 定 ら 第 の の に ら 前 の に ら う う こ こ</td><td> ここでは ここで こここの ここで ここで ここで ここで ここの ここの<td>に ら 第 の て 、 当 、 の の の の の の の の の の の の の</td><td>二年で効</td><td>おの後一</td><td>話の後一</td><td></td><td>5に規定する場合を除くほか、国際連合事務総長に対する</td><td>締約国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。</td><td></td></td>	 の に こ て て て て で 第 の 規 定 ら 第 の の に ら 前 の に ら う う こ こ	 ここでは ここで こここの ここで ここで ここで ここで ここの ここの<td>に ら 第 の て 、 当 、 の の の の の の の の の の の の の</td><td>二年で効</td><td>おの後一</td><td>話の後一</td><td></td><td>5に規定する場合を除くほか、国際連合事務総長に対する</td><td>締約国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。</td><td></td>	に ら 第 の て 、 当 、 の の の の の の の の の の の の の	二年で効	おの後一	話の後一		5に規定する場合を除くほか、国際連合事務総長に対する	締約国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。	
首二十七条1の規定にかかわらず、直ちに効力を生ずるの効力発生の後一年以内に通告を行うことによってこの規定に従い締約国の八分の七によって受諾されたときははならない。	 二 効 定 な 、 で 八 後 一 力 に ら 当 効 条 一 七 発 従 な ま つ 	 効定な、 、 で八後 、 で八後 、 で八後 、 	に 定 な 当 功 十 で 外 そ 一 で 、 、 役 そ 一 で 、 、 で み 、 一 で う た こ ら な い う た の う た い の う た の う た の う の う た の う の う の う こ の う の う こ の う の う こ の う つ う こ の う の う こ の う つ う こ の う つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ	な ら な ら な お 前 た で 、 、 役 そ 一 で 、 、 、 役 そ 一 の 、 名 一 の う た の 、 の う た の 、 の う つ う の う の う の う の う の う の う の う の う の う の う の う の う の う の う の う の う の う つ う つ う つ う つ う つ う つ う つ う つ う つ う つ う つ う つ う つ う つ う つ つ つ う つ う つ つ つ う つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ	、 当該 前 二 で 効 よ 二 で 効 よ 二 で 効 よ 二 、 一 で 効 よ 二 、	-で効力:	八条まで	後 一 年		規定する	国の三、	
七 発 従 な 該 力 ま 条 生 い い 締 を で 1 の 締 。約 生 の	七 発 従 な 該 力 ま 条 生 い い 締 を で 1 の 締 。約 生 の	発 従 な 該 力 ま で の 締 を の の 約	従 な 該 力 ま で の 締 を の	な 該 力 ま で の 約 生 の	該 <i>抗</i> を 生 の	カを生	までの		年です	する場	三分の	
1 の 締 約 至 の の 後 約 国 ず 規 見 二 日 こ こ	1 の 締 約 至 の の 後 約 国 ず 規 見 二 日 こ こ	の 総 約 王 切 思 で 規 こ の 同 で の 同 で の 同 で の の の の の の の の の の の	総 新 王 の 兄 で 規 に の 兄 の 兄 の 兄 の 兄 の 兄 の の 兄 の の の の の の	新国の同時の	約国の一部国の一部で	生ずる。	の規定の		すべての	場合をい	の二以	
定年の国。の定4の日の以八日と300日た日の日た日た日こ日こ日こ日こ日こ日こ日こ日こ日こ日日日	定年の国。の定4の日、のた以八日、た日、た日、た日、た日、た日、た日、た日、た日、た日、た日、た日、<	年の 国。の 以八 民当改 内分 に該正	「の 国 。の 八 民当改 分 に該正	国 。 の 氏 当 改 正	国 。 の 改 正	。 。 。 改 正	の改正		の締約	除くほ	上の多	
かにの よび よって	かに し こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	によって ここの ことの ことの ことの ことの ことの ことの ことの ことの ことの	の七になって	によって	によって	設し	Ī		国に	か、	ン数にと	
ら告に てをずをよ 又受、行っ は諾	ら告に てをずをよ 又受、行っ は諾	告に て を よ 又 受 行 っ は 諾	に て を こ く 受 っ は 諾	て を 受 諾	て を 受 諾	を受諾		当該改	ついて	国際連	よる議	
直うて当し ちこ受該てい にと諾 締い	直うて 当し ちこ受 該 て にと 諾 締 い	うて 当して うご ジョン うて うご うご うご うごう ひんしん うちょう うちょう うちょう うちょう うちょう うちょう うちょう うちょ	て 当 し て ジ 諾 統 い	当 し て 締 い	当 該 統 い	してい		正を受	効力を	合事務	決を必	
にかかわらず、直ちに効力を生ずる以内に通告を行うことによってこの人分の七によって受諾されたときは当該締約国の領域内	効にさ 約 な 力 よった の 締	にさ 約 ない あった	さ 約 な れ 国 い 病	約 約 国 の 締	約 約 国 の 締	・ ない 締		(諾した	生ずる	ジ総長に	マ要とす	
であた。 「の約約 「の約約 「の約 「の約 「の約 「の約 「の 「の 「の 「 「 「 「 「 で 」 の 「 の 「 の 「 の 「 の 「 の 「 の う て こ し う に 」 の 」	を した した で と 領 約 縦 本 が	てと てき 域 系	た して に の 和 に に の 和 に に や に れ 新 新 新		の 領 城 斯 約 彩 彩	約紹	に紹彩し	「毎」う	<i>с</i> ,	に対する	g る。	
								約国につ				
が 規 、 に つい に お い て は、 の 、 程 当 い て は 、 て に 、 で 、 て に お い て の い て の い て の い て の の の の の の の の の	同か改 てに、	作が改正して、	いては、	いては、	いては、	ては、		いてい		国の		
2 脱止 行 の退を わ裁 規す受 れ判	2 脱止 行 の退を わ裁 規す受 れ判	脱止しししししししししししししししししししししししししししししししししししししししししししししししししししししししししし	止 を わ 裁 受 れ 判	行 わ 載 れ 判	行 わ 載 れ 判	裁判		は、そ		八分の		
定る諾た所は、	定る諾 た所に、	る 諾 た 所 は、	諾た所は、	たもの	たし、	所は、		の批准		七によ		
が、同条2の規定に従うことを条件 「おいて行われたものについて管轄 のいては、裁判所は、当該改正に係		とての がいに当 でなっ該	ての い に 当 な つ 該	の に 当 つ 該	の に 当 う	当該		作 書 又		よ る 批		
が、同条2の規定に従うことを条件規程から脱退することができる。こにおいて行われたものについて管轄でしていない締約国	ときい いむをる 締 て正条。約 答応	きいい ひろる 締 て 正 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	い が が む で 正 約	い む で 正 に	い む で 近	式 正 に	ζ	については、その批准書又は受諾		締約国の八分の七による批准書又は		ここことによっていていていてい
	件こ国 轄係	こ国轄係	国轄係	章 底 轄 係	らして 「「「「「」」 「」」	保保		中書		へは		

_ 四 九

約国会議に参加する者に司一の条件で開放される。集する。この規程の検討には、少なくとも第五条に規定する犯罪を含めることができる。検討会議は、締
2 その後いつでも、いずれかの締約国の要請があるときは、国際連合事務総長は、1に規定する目的のた
め、締約国の過半数による承認を得て検討会議を招集する。
3 第百二十一条3から7までの規定は、検討会議において審議されるこの規程の改正の採択及びその効力
発生について適用する。
第百二十四条 経過規定
いずれの国も、第十二条1及び2の規定にかかわらず、この規程の締約国になる際、この規程が当該国に
ついて効力を生じてから七年の期間、ある犯罪が当該国の国民によって又は当該国の領域内において行われ
たとされる場合には、第八条に規定する犯罪類型に関して裁判所が管轄権を有することを受諾しない旨を宣
言することができる。この条の規定に基づく宣言は、いつでも撤回することができる。この条の規定につい
ては、前条1の規定に従って招集される検討会議で審議する。
第百二十五条 署名、批准、受諾、承認又は加入

Ξ. Ο

の国による署名のために開放するものとし、その後は、千九百九十八年十月十七日まで、ローマにあるイ
タリア外務省において署名のために開放しておく。その日の後、この規程は、二千年十二月三十一日ま
で、ニューヨークにある国際連合本部において署名のために開放しておく。
2 この規程は、署名国によって批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又
は承認書は、国際連合事務総長に寄託する。
3 この規程は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。
第百二十六条 効力発生
1 この規程は、六十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後六
十日目の日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。
2 六十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後にこの規程を批准し、受諾し若しくは承
認し、又はこれに加入する国については、この規程は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の
後六十日目の日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

五 一

は、国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、その認証謄本をすべての国に送付する。
アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの規程の原本
第百二十八条 正文
を継続することを妨げるものでもない。
ぼすものではなく、また、当該脱退が効力を生ずる日の前に裁判所が既に審議していた問題について審議
及び手続であって、当該脱退が効力を生ずる日の前に開始されたものに関する裁判所との協力に影響を及
に生じた財政上の義務を含む。)を免除されない。脱退は、脱退する国が協力する義務を有している捜査
2 いずれの国も、その脱退を理由として、この規程の締約国であった間のこの規程に基づく義務(その間)
ずる。
退は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、その通告が受領された日の後一年で効力を生
1 締約国は、国際連合事務総長にあてた書面による通告によってこの規程から脱退することができる。脱
第百二十七条 脱退

_____ 五. 二.

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの規程に署名した。

千九百九十八年七月十七日にローマで作成した。